

令和7年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和7年3月4日（火曜日）午前9時02分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	16番 藤江徹君

欠席議員（1名）

15番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

お諮りいたします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 改めまして、おはようございます。

3月の1日であります、土曜日に発生しました建物火災の速報ということで、報告させていただきます。まだちょっと確定しかねる部分もございますが、よろしくお願ひします。

3月1日の午後9時10分、大草字羽根地内にあります一般住宅の納屋におきまして火災が発生しました。この納屋の北面には広大な竹藪が控えておりまして、仮に延焼してしまった場合には大規模な火災となってしまうことが懸念されましたが、消防団などの出動協力もありまして、大火に至らず、翌日の午前0時16分に鎮火となりました。

出動車両につきましては、消防本部8台、消防団8台、出動人員につきましては、消防職員23人、消防団員59人でありました。

原因につきましては、現在調査中であります。被害状況としては、納屋の全焼及び母屋の部分焼でありまして、人的被害はございませんでした。

当日の気象状況から火災の発生が危惧されるため、注意喚起の広報を実施していたところであります。くしくも春の火災予防運動初日での火災となってしまったわけですが、被害を最小限に抑えることができたと思っております。消火活動や残火処理等、迅速に出動していただきました消防団や地元の議員、区長をはじめとした関係者の協力のおかげであり、感謝を申し上げます。

報告でございます。よろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は、15人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14人であります。

一般質問使用パネル一覧は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願ひします。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 松本忠明議員及び5番 長谷川 進議員を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者及び答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

初めに、11番、廣野房男議員の質問を許します。

11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） おはようございます。議長のお許しをいただき、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今の町長の話の中にありましたように、今、山火事ですかね、アメリカでも日本でも相当な山火事があるということで、これが森林の管理だとか保全の悪さで起きてるとは思いませんが、今日はそういった関係で、森林管理について主に質問させていただきますので、よろしくお願いします。

昨年の5月23日、幸田町がSDGs未来都市に選定されました。

森林面積が40%強を超える幸田町にとって、森林、里山の環境をよくすること、森林サービス産業の計画を具体的に進めるには、絶好の目標ができたことに楽しみにしています。

議会で発行している議会だよりの記事の中に、アイラブマイタウンというコーナーがありますが、これは町内の小中学生が、幸田町のよいところ、好きなところを素直に文章にして投稿してくれるコーナーです。

その内容の多くは、幸田町の自然が好き、緑に囲まれた風景が好きと書いています。

残念ながら、私たちのこういった一般質問の記事は何となくスルーされて興味がないようですが、やはり子どもさんのこととなると、何を書いているか、何を思っているか、何を期待しているかを読む人が多いと思います。

自然や緑が大好きという子どもたちの期待に応えるには、SDGs未来都市の取組がとても大切だと思います。

森林、里山を持続的に管理保全して、よりよい森林空間にするという活動を子どもたちに見てもらい、将来自分たちも、このきれいな自然と森林、里山を守る活動を担っていかなければならないと思わせるように、行政が旗振り役となり、引っ張っていくことが必要であり、SDGs未来都市に取り組む姿勢を認められて選定された以上、責任を持ってやらなければなりません。

目標達成のためのタイトルとして、SDGsで創る緑住文化都市・森林空間で未来につながるまち幸田とありますが、まず、森林空間を使ってどんなまちにするのか、具体的な構想などをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 幸田町の地域資源であります市街地の周囲に広がる里山の保全と、自然との共生を通じたコミュニティのつながりを両立した緑住文化都市を実現させることによりまして、町の魅力や地域の活力を向上させ、持続的な成長を可能とする町を目指す構想となっております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 今の答弁の中で緑住文化都市という言葉がありました。この言葉は、

平成16年第5次総合計画の中で、先日お亡くなりになりました近藤徳光元町長が、人と自然を大切にすゝる緑住文化都市の実現を目指してと言っています。そこから、20年を経過しています。何らかの取組はしてきたと思いますが、今後、SDGs未来都市選定をアピールしながら、その構想を実現するために何を行っていかなければならないのか、幾つかの方策があると思いますが、主な取組事例はありますか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 構想を実現するための具体的な取組といたしまして、森林サービス産業の推進、SDGsプラットフォームの設立、そして、JR3駅を活用しましたマルシェの開催と、この3つの取組から成る森林空間を活用した緑住文化都市推進事業を原動力といたしまして、経済・社会・環境、この3つの側面の取組を推進することによりまして、地域の自立的好環境を形成していくものとしております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） はい、分かりました。幸田町がSDGs未来都市を進めていくには、森林を抱えている人たちの理解と協力が必要です。

私の地元でも、ボランティアグループによる里山整備活動を始めて6年が経過しました。

整備拠点の広場には、地元保育園の園児たちが斜面にひいたチップの上を滑るスキーで遊んだり、木に吊るしたブランコで遊んだり、広い広場を走り回ったり、自然の中で声を上げて遊んでいることがよくあります。

ここに保育園を造れば、毎日が森の中の幼稚園というか保育園になると思うときもあります。背後に水晶山があり、前を見れば幸田町の全貌が見え、遠くには、この時期雪をかぶる御嶽山も見える絶好の環境です。この中で子どもたちがすくすくと成長していく姿を見たいなと思います。

山林の目的外使用は駄目という法令もあり、夢に終わってしまうでしょうが、思い切った発想を実現していくことが、SDGsで創る緑住文化都市・森林空間で未来につながる幸田への突破口になるかもしれません。

この活動を始めた頃は、愛知県の子どもたちの未来の森づくり事業に応募するなどして、その活動が認められて交付金を頂き、資金面では大変助かっていたものですが、いつまでも交付金をもらえず、今では本当のボランティア活動になり、ほとんど自費で続けているのが現状です。

それでも地元の企業さんたちの応援もあり、金銭面での支援はありませんが、夏の暑いときに飲物やアイスクリームなどの差し入れや、一緒に作業してくれるなど、企業を巻き込んだ活動にもなっています。

しかし、昨年には、町から支援として、里山整備を積極的に進める活動が認められ、竹の粉碎機を導入してもらい、大変助かっています。

竹林の伐採とその場所の整備にはなくてはならない設備ですが、燃料や整備費は自費で賄っています。

SDGs未来都市計画の中に、環境の保全と創造に関する団体の活動を支援するとありますが、具体的な支援の内容や支援の対象となる団体などが決まっているのか、お聞

きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 環境の保全・創造に関する団体活動への支援に関しましては、未来都市計画では、施策の方向性をお示ししております。現時点では、支援策の具体化には至っていない状況であります。

支援の対象とする団体につきましては、里山整備を行っております地域のボランティア団体や、環境保全に取り組んでおります、あるいは、取り組みたいと考えている民間事業者などを想定しております。既存の補助制度ではカバーできない活動に対しての支援策を検討していくほか、幸田SDGsプラットフォームによる多種多様な事業者等、団体間のマッチング支援といった補助制度とは異なる側面からの支援も行っていくことを考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 森林空間で未来につなぐまちにするには、持続的に活動していける仕組みづくり、それに関わる人たちに指導や支援をしていかなければなりません。支援の仕方によって活動に弾みがつけば、森林環境が見違えるようによくなっていくはずで

す。

私の地元の森林里山整備活動には、造園業の方がボランティアで時々参加してくれ、プロの目で花の植え方や剪定などを教えてくれます。資金の面と作業の指導支援もお願いしたいものです。

次に、SDGs未来都市計画で、2030年のあるべき姿の中に環境保全として「鎮守の森」という何か絞り込んだ具体的な課題が挙げられています。

鎮守の森とは、神社に付随している境内の神殿や山道又は拝殿などを囲むように茂っている森林のことを指すと思います。

法人格の大きな神社などは業者が入って、境内や周辺の木々の管理を行っています。当然そこにはそれなりの人工と資金を使っています。

しかし、地域のいわゆる鎮守の森は、ほぼボランティアで神社の役員さん中心の作業となり、保全管理が難しくなっています。神社の本殿に鬱蒼と茂った竹林が迫るなど、景観を損ねたり、実際に本殿の屋根に当たったりしているところも見かけます。

竹林を間引きして、木漏れ日が入ってくればきれいだし、竹林をうまく使った山道などを整備したりすれば、神社を取り巻く景観が見違えるようになると思います。地域の防災や農作物の豊作を祈願してくれる鎮守の森の神様、その鎮守の森の環境をよくすることは大切です、大賛成です。

しかし、神社の周りは私有地の場合も多くあり、その人たちに呼びかけたり、お願いもしなければなりません。

ここで、あえて鎮守の森の環境保全を取り上げたのは、鎮守の森をどんな活動でどんな姿にしたいのかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われるとおり、鎮守の森とは、神社の境内やその周辺の森を指す言葉であります。未来都市計画では、これまで大切にしてきました田園

や里山と同様に、町民の皆様にとって、身近な自然の一つとして、これからも大切にしていっていただく意識を醸成することによりまして、町内における緑の保全や創出の取組がより一層進むことを、2030年のあるべき姿として掲載をしております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 幸田町の神社、鎮守の森はどこもきれいだとなれば、町の魅力発信にインパクトのある名物の一つになるのは間違いありません。ピンポイントに場所を絞って進めることが、大きな活動につながる引き金になると思います。クリーン運動のように、ぜひ持続可能な施策をつくるなど、積極的な取組をお願いし、次の質問に移ります。

地域の森林里山整備活動はほぼ素人の集まりで、やり方も分からないことが多くあります。そこで、令和6年4月から森林アドバイザーという方と契約したことはタイムリーな施策ですし、いつでも相談に乗ってくれるとさらに助かるものです。

まず、その森林アドバイザーについてですが、森林アドバイザーとして来ていただいている、奏林舎代表理事 唐沢さんの契約は1年か、継続するのかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 森林アドバイザーの契約におきましては、令和6年4月1日から令和7年3月の31日までの1年契約であります。なお、次年度も継続をさせていただけるよう、新年度予算へ計上をしているところであります。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） まず1年やっていただいたんですけれども、その活動実績と成果はどう評価していますか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和6年度の主な活動実績といたしましては、令和6年10月29日から11月14日まで、逆川地区における竹の伐採、令和6年11月17日には、ボーイスカウトをはじめ町内の小学生を対象に実施をしました環境学習会での講師、こちらは鋸を使用した伐採体験や竹工作を体験しておるところであります。

また、補足であります。伐採した竹は活性炭などへ利活用をしております。

そこで、評価ということではありますが、まだ取組を始めて1年目でありますので、今は評価をする段階には来ていないのかなというふうに感じておるところであります。今後は段階的に、町民に対しまして、広報やSNSを活用し、PR活動を実施してまいりたいと考えております。

また、小中学生など子どもを対象に、森林に興味を持っていただく方策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） また契約していただけるということで、大変ありがたく思っております。

以前、来ていた緑のふるさと協力隊も1年ずつ人が変わり、3年続いて今は来ていません。協力隊の方にはいい経験と勉強ができたと思いますが、私たちから見ると、そのときは手伝ってくれてありがとう、御苦労さまで終わってしまった気がします。

後から出てきますが、森林の保全管理ができていない一帯を集約して、プロの目でプロのやり方で森林の伐採、その利用、職人その育成というサイクルをモデル事業として見せてほしいものです。奏林舎という森林事業専門としている唐沢さんです。再契約するという予定を聞いて大変ありがたく思います。そして、もっと活躍する舞台を提供していただきたいと思います。

次に、森林環境税というものが導入されていますけれども、これは温室効果ガス排出目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備に必要な財源を安定的に確保する目的で、年間1人1,000円の課税が始まったと聞いています。ほかにも使い道として、人材育成や担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発に充てるなどがあります。

森林環境税は、本年度から導入であり、森林環境譲与税の一部として支給されるようですが、幸田町へ森林環境譲与税は幾ら入っているのか、また、その使い道はどうなっていますか、決まっているのかお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 幸田町に譲与されました森林環境譲与税であります。令和元年度には232万8,000円、令和2年度は494万7,000円、令和3年度は508万7,000円、令和4年度は652万5,000円、令和5年度は661万4,000円が譲与されております。

この譲与金は、森林整備及びその促進に関する費用へ充てることとなっております。主に令和元年度から令和4年度においては、林道修繕工事や林道遠望嶺支線のアスファルト舗装工事に充てております。

令和5年度は、森林経営管理制度における森林所有者の境界確認を実施いたしまして、844万4,000円の委託のうち、661万4,000円を森林環境譲与税で充てております。

なお、令和6年度は、森林サービス産業基本計画などに充てる予定でおります。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） アスファルト舗装だとか何かありましたけれども、この税がなくてもやってきた項目でもあります。予算の割り当てなど、いろいろ工夫があると思いますが、森林環境の保全に特化した使い方もお願いしたいところであります。

私どもの地元では、さきにも言いましたように、ボランティアで森林里山整備活動をしています。その中でも子どもの頃から里山に親しんでもらおうと、毎年、地元の保育園、小学校、中学校の園児、生徒さんたちに人間環境大学で森林関係の講義をしておられる先生に、子どもたちの学年に合わせ、六栗の西山を題材として里山の現状と問題点などを面白おかしく分かりやすいお話をしてもらっています。ある意味、六栗西山の森林アドバイザーというふうになっております。

この中でいつも最初に子どもたちに考えてもらう問題は、国全体あるいは幸田町も同様ですが、森林に生い茂っている木々が自然に育ってきたいわゆる天然林と、人が植えた人工林とどちらが多いかとクイズ形式で問いかけています。私も、初めはこれだけ多くの山々に生えている木々、天然林だと思っていたのですが、実は64%が人工林であることを、四、五年前先生に聞いて知りました。子どもたちも大変驚いていました。言

い方が悪いかもしれませんが、森林所有者が勝手に植えて放置したままにしているのが現状で、もう伐採しなければならぬ樹木の年齢を過ぎたものばかりなのです。

森林は二酸化炭素を吸収して、酸素を空气中に吐き出すことは承知のことと思いますが、40年、50年も過ぎると、二酸化炭素の吸収量は30%以上減っているそうです。

このような環境の悪化に対応するため、後から言いますが、森林経営管理法ができました。

この子どもたちに分かりやすく将来の森林の保全に非常にためになる講義のお礼も自費で払っています。交付金があるときはよかったのですが、今はそのときの半分以下ですが、先生はいいよと言って、毎年来てくれます。

森林環境譲与税の使用目的の中の人材育成の見方を広い視野で考え、幸田の自然が好き、緑が好きという子どもたちの将来にかけるのも人材育成ですし、お金の使い道としてはありだと思います。大人になってからの講習会という座学や、チェーンソーで木を切ってみるなどの実習ばかりが人材育成とは限りません。特定の地域だけでは難しいのなら、全町全学区に広げてみたらどうかと提案します。答弁は要りませんが、一度考えていただきたいと思います。

森林に従事する人が少なくなり、里山の荒廃が進み、森林の持つ多面的機能の発揮が難しいのが現状です。

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、プロの事業者や森林所有者だけでなく、地域住民が協力して里山の保全活動や森林資源の利活用を実施する体制を整えなければなりません。

そこで、国が支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金という事業が、林野庁、愛知県緑化推進委員会から出ています。活動組織を編成し登録するなど、いろいろ準備が必要だと思いますが、幸田町として導入し活用することはできないかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） この森林・山村多面的機能発揮対策交付金の制度であります。森林管理に国の交付金が充てられる制度であります。活用が可能であれば検討をしていきたいわけですが、内容を精査しましたところ、里山森林保全活動と侵入竹除去、さらには竹林整備活動がありますが、交付額が年間で12万円から28万5,000円と少額でありますので、ほかの補助金も模索していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 農用地の保全管理や施設の長寿命化対策などを目的とする多面的機能支払交付金事業は、町内の各組織がもう15年ぐらいですかね、継続的に活動して、農用地の環境保全に大きな成果を上げています。交付額が少ないことは承知していますが、持続可能な活動として根付けば、交付額も増えてくるかもしれませんし、要望もできるようになると思います。森林里山バージョンとして取り入れたらどうか、検討していただきたいと思います。

次に、森林経営管理法についてお聞きします。

伐採が進まない森林には花粉症の原因ともなるスギやヒノキが多く、そのほとんどは森林の所有者が、先ほど言いましたけれども、自ら植えた人工林で、その昔は必要な材

木でしたが、今では建築資材や燃料の薪として使うことも少なく、放置されたままになっていることはさきにも言ったとおりです。

伐採した竹や木々の使い方は、後ほどほかの議員が熱く語ると思いますので、ここはその人にお任せしますが、森林経営管理法では、手入れの行き届いていない森林の経営管理権を所有者から自治体が譲り受け、森林組合や事業者に管理を再委託するとあります。それにはまず所有者の同意を得なければなりませんし、また、その前に所有者の意向調査も必要となります。

まず、お聞きしますが、森林所有者はその責務として、適時に伐採、造林及び保育を実施しなければならないとされていますが、森林所有者が自分で抱えている森林を管理している割合はどのくらいか把握しておりますか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 御質問の森林管理であります。幸田町全体での把握はできておりません。しかしながら、本年度、深溝小原地区をモデル地区といたしまして、森林所有者のアンケート意向調査を実施しております。そのアンケート意向調査によりますと、森林所有者の62名のうち、56名から回答をいただいております。うち1名のみが森林管理をしているとの回答でありました。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 私は、地元の六栗でもそのぐらいの割合だと思います。

以前そのような働きかけをしているかと聞いたときは、特にやっていないと答弁をいただいたことがあります。アンケートのように、自分の山を管理する人が非常に少ない現状では、森林の環境保全是なかなか進まないと思います。

今度出た森林経営管理法では、まず所有者の意向調査をすることが手始めと言っています。意向調査の回答率が悪いと、次のステップ、新しい施策を取ることができません。

林野庁によると、森林は相続の際に移転登記されず、所有者不明になる場合が多いといえます。また、都市部へ行って管理できず、その人たちの33%がその林地を手放したいと言っているそうです。

こうした森林を放棄し、所有者が不明になるなどの状況を受け、森林経営管理法が2019年に施行され、また、自治体の負担を減らすため、法改正も検討しているそうです。

利用価値もなくなった森林は相続登記しない人が増えてきて、所有者を探すのは大変難しくなっています。ある自治体では、回答が出てこない地権者さんのところへ職員さんが出向いたり、どこにいるのか分からない人の家を探したりするのは大変難しく、手間もかかるので、業者に依頼して調査していると聞きます。

意向調査は、全員の回答がないと森林管理を集約するという次のステップに進んでいきません。意向調査と所有者不明の森林の調査は待ったなしで必要です。今後も意向調査をするとして、回答率を高めるため、幸田町も何か施策を考えているかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われるとおり、意向調査では回答率が重要と考えております。しかしながら、現状では回答率を上げる対策は実施していない状況であり

ます。

そこで、本年度はアンケート意向調査を委託にて実施をしておりますので、回答がなかった所有者には、個別に電話などで連絡をしている状況であります。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 大変難しいと思いますけれども、全国的に見ると、所有者が分からない森林が3割あると言いますし、手放したいという人もたくさんいるという数字が出ています。

幸田町でも森林の地権者から固定資産税を徴収していると思いますが、徴収できていない森林は所有者不明なのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 基本的には、所有者の不明な土地はないと認識をしております。相続されていない土地ではありますが、土地の所有者は納税管理人として、固定資産税のデータと紐づけをされております。つまり、所有者は把握できてはおるのですが、自分の土地がどこなのか分からない所有者は多数いると想定されます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） そうでしょうねと思います。地元で活動していても、所有者の分からないところは枝を切ったり伐採など勝手にできず、その場所は見送ることがあります。地元では山のことに詳しい年配の人に所有者を聞いて、整備活動に理解を求めながらやってきました。誰も異論を唱える人はいませんし、今のお答えにあったように、自分が所有者であることに驚いている人がたくさんいました。

森林経営管理法は、手入れの行き届いていない森林の経営管理権を所有者から自治体が管理を譲り受け、森林組合などの事業者に管理を再委託するための法律です。自治体は所有者全員の同意を得て、計画を策定する必要がありますが、所有権が相続登記されていない森林も多くあります。

そこで、森林経営管理法では、特例として、自治体はホームページなどで半年間公示すれば、所有者から管理権を取得できるとあります。意向調査の結果と公示の結果を見て、町が所有していくことはありますか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本年度モデル地区におきまして、先ほど申しましたとおり、アンケート意向調査を実施しているところであります。しかしながら、経営管理権を町が取得しましても、本町内に林業に携わる業者がいない状況でありますので、今後は他団体の森林組合などへ相談をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 今のお答えの続きになりますけれども、幸田町が森林所有者から森林の管理を集約した場合、林業従事者へ管理を委託することは考えているのか、今と同じ答えになるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 今回の深溝小原地区の意向調査の結果では、56名中53名が町へ管理委託を希望されております。幸田町での管理は厳しいと考えております。

調査結果に基づき、森林組合や林業従事者、また建設業者等へ委託が可能なのかも含め考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） ぜひ、モデル地区として何かやっていただけるとありがたいなと思います。

最後になりますけれども、林野庁では、林業の成長産業化と花粉症対策として、花粉の少ない苗木への植え替え推進を呼びかけています。これは産業振興課の前のところにも大きなポスターが貼ってあると思いますけれども、花粉症という言葉が出始めたのは1964年、昭和39年頃からだといいます。やはり、建築資材用や燃料用の薪として植林した人工林のスギ、ヒノキを、そろそろ使わなくなってきた頃からです。そんなものは伐採してしまえという声もありますが、伐採したままだと山崩れなどの災害に結びつきます。

伐採した木は何か有効利用して、伐採後、花粉を発生させない木を植林し、下刈り、間伐しながらそれを育成します。この伐採・植林・育成のサイクルを確立させて、森林を育てていくことが、森林サービス産業の発展とさらに花粉症の撲滅に寄与することができると思います。

今、荒廃し過ぎた森林の復活は、個々の所有者では高齢化と森林管理に興味がない、手放したいという人が多い現状ではできません。自治体が森林を集約して、森林組合や森林アドバイザーの唐沢さんがいる奏林舎などの林業事業者に委託して、大規模な事業にしていくとよいと思います。

町村で初のSDGs未来都市に選定され、周辺市町村はもちろん、全国で幸田町と同じように森林里山を抱えている自治体は注目するでしょう。これまでの答弁で、何か一つ物足りないような気がして心配です。SDGsで創る緑住文化都市、森林空間で未来につなぐまち幸田を達成し、それを持続させるための町長のお考え、覚悟のほどをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変幸田町は森林空間というか、緑の面積が本当にたくさんあります。緑から発生するいろんな、先ほどお話がありましたように空気、そしてきれいな空気を発生する、そしてまた水も、やっぱり森からどろどろどろどろ私たちの飲料水として流れ出てくるということで、当たり前のようにある財産が森の森林空間の中に含まれておるということで、SDGsの未来都市に選ばれたということで、自覚を持ってこの幸田町の住めない森なんだけれども、やっぱり、私たちが住んでいる空間から見たら、とっても大事なエリアであるということを確認していくということが重要ではないかなと思っております。

先日、先ほど来お話がありましたように、幸田町が雇用しました森林アドバイザーの唐沢さんと、今度解散の予定であります岡崎額田の模範造林組合の幸田町と岡崎市が持つておる財産管理区のほうを、唐沢さんに、恥ずかしい話ですけど案内していただいて、ここが模範造林組合が持っている山地だよということで、2か所を見させていただきました。

やっぱり、手を入れることによって、日の光が入って、枝打ちをして、そこに下草がうまいこと微妙に生えていくことによって、木の成長がどンドンどンドン促進される。かつ、枯れた木がどンドンどンドン倒木のように固まってくると、それが水の流れを阻害したり災害を起こす原因にもなるというようなことで、山に入って手を入れていくことの必要性と、森の中で唐沢さんのような額田町で頑張ってみえる方がいろんな工夫をしているんだなということを改めて理解をしました。

唐沢さんを森林アドバイザーとして雇用したのも、やっぱり、子どもたちのためにもっともっと山や空間に入ってもらって、いろんな作業をしながら、将来成長する子どもたちにとって、森林空間がとても大事であるということをごどこかで知らしめていきたいというのも唐沢さんの願いであったことから、マッチングしまして雇用に至ったわけでございます。

今後とも、幸田町は東西南北それぞれ活用できる、もちろん西山の林道整備もそうありますけれども、坂崎の京ヶ峰、そして大草や荻の健康の道、そして、また深溝の三ヶ根山一帯等々を含めまして、まだまだ活用できるような森林があります。そこに、やはり、木材を取りにいくということじゃなくて、経済や社会や環境の面で、その3つの側面からいろんな入り込みができるようなことがたくさんあると思っております。特に健康にもよいし、ウェルビーイングにも緑は必要であると思うし、また、環境学習だとか子どもたちを山に連れていって、いろんな植生とか生態系を見させることによって、いろんな生き物との触れ合いが生まれるということで、重要な側面があるということでもあります。

今後におきましても、森林サービス産業を中心とした施策を展開することによりまして、持続可能な森林空間を構築するということが重要であります。

また、経済が好循環する仕組みを力強く進めていくことによって、御指摘ありましたように、もっともっと具体的な話を本町の持続可能な発展につなげていきたいと思っております。

ちょっと時間があって最後だと思われるので、そういったモデル的なことをやってるのを、私は自分がいろいろ見た範囲では、静岡県御殿場市だと思っております。

ここは、日本郵政さんが森林空間を買い取って、そこに職員が数人入り込んで、いろんないろり小屋だとか作業小屋をいっぱい建てて、そこに御殿場市の教育委員会さんと一緒になって森づくりをやっていると。企業が全部敷地を取っておるんだけど、企業が社会貢献として地域の方々に還元するという取組が一つあります。

それから、東近江市もとても面白い取組をやっております。

企業のお金だとか、それから全国に集まってきた貯金でも、誰ももう預貯金が使われてない睡眠預金みたいなのがどうもあるそうです。それが何十億もあるんですけど、その資金をうまく使いながら、地域の森づくりの活用はその資金を企業と一緒に立てながら財団をつくと。それを、地域の森づくりをやっている人たちに事業費を捻出する。でも、行政はそこで関わってないかというのと、そうじゃなくて、そこにモデル的な事業を企業のその資金と地元の人たちがマッチングして、モデル的な事業をもし形成したら、改めて今度は行政がその地域に対して要綱をつくって、これは大事な森づくりの事業だ

からといって資金だとか補助金要綱をつくっていくという、この3つのつながりをやっている自治体もあったので、具体性がちょっと先ほど所管課のほうにも話がなかったと思われるので、やっぱり、具体的なところを実践しているところを見ながら、正直まねをすることもあるかもしれませんが、学ぶところがいっぱいあるので、それをきっかけにSDGsの未来都市として宣言をしたこの町が、いろんな取組が始まっているというところを施策の展開の中で示していければなと思っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野房男議員の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番、岩本知帆議員の質問を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1つ目の療育手帳などを有しないが、日常生活上の支援が必要な住民の状況と支援についてです。

近年、障がい者福祉の充実が求められる中で、公的な支援制度の枠組みに当てはまらないが、日常生活において支援を必要とする住民の存在が改めて注目され、生活上の困難を抱える人々に対する支援の必要性が高まっています。彼らが適切な支援を受けられないことで、生活の質が低下し、社会的な孤立を深めるケースも少なくありません。

本質問では、療育手帳などを有しないが、日常生活上支援を必要とする住民の状況について町の認識を確認するとともに、当事者やその家族からの相談状況、対応についてお伺いします。また、手帳の発行基準に該当しないことで、公的支援を受けられない住民への支援についての取組などもお聞きします。

初めに、日常生活において支援が必要な当事者に対する適切な対応は、地域社会全体の福祉の向上にとって重要な課題の一つと考えます。

そこで、お伺いします。療育手帳などを有しないが、日常生活において支援が必要な住民の状況をどのように認識していますでしょうか。現状把握のための調査やデータはあるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 本町で委託しております障害者相談支援事業所では、療育手帳は有しないものの、知能指数や発達の遅れの疑いにより生きづらさを感じている人の相談も実施してございます。生きづらさを感じる人の実態把握を目的とする調査は行っておりませんが、相談支援事業所には多岐にわたる相談があり、毎月、町内3事業所から相談者や主な相談内容などが報告されております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 実態把握などを目的とする調査を行っていないが、相談支援事業者から相談者や主な相談内容などが報告されていることが分かりました。

次に、日常生活において支援が必要でありながら、療育手帳などを有していない住民やその家族にとって適切な相談窓口の存在や支援体制の整備は限りなく重要です。そのため、当事者やその家族が安心して相談できる環境を整備し、適切な支援につなげることが求められます。

現在、相談にどのように対応していただけているのでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 本町では、当事者、その家族などからの相談が、窓口、電話、メール、関係機関などから入っており、その相談を傾聴する中で、必要がある場合は療育手帳の有無に関係なく、相談支援事業所の相談支援員につないでおります。相談支援事業所では、継続的な相談支援、サービスにつなげる支援、必要があれば相談支援事業所から福祉課に療育手帳や自立支援医療受給者証などの手続依頼があるなど、連携しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 相談は、窓口、電話、メール、関係機関などから入っており、必要がある場合は療育手帳の有無に関係なく相談支援員につないで、お互いに連携していることが分かりました。

次に、生活支援は療育手帳などの制度を基準として提供されることが一般的ですが、手帳の発行基準に該当しないために公的支援を受けられない住民も存在します。町として、生活上の支援が必要な住民に対する支援の必要性をどのように認識していますでしょうか。現状と今後の方針等をお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 手帳を取得されていなくても、病院受診による医師の診断書、意見書などに基づき受けられる福祉サービスはございますので、福祉課又は相談支援事業所に相談していただきたいと思います。

なお、生活上必要な支援の認識につきましては、当事者の健康状態、それから生活環境、経済状況、家族等支援者の状況など一人一人異なるので、現状も今後も、その世帯ごとに関係者、関係機関で支援できることを支援していく方針でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 世帯ごとに関係者、関係機関で支援できることを支援する方針であることが分かり、安心しました。

次に、療育手帳などの手帳の取得は、公的支援を受けるための重要な要件の一つですが、支援を必要とするにもかかわらず、手帳を取得できない、取得できていない住民も存在します。住民が必要な支援につながるよう、町としてどのようなサポートを行っていますでしょうか。診断や評価の機会の提供、手続支援の有無などについてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 各種手帳の取得に係る事務は、電話相談や福祉課窓口で説

明、手続していただいております、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の取得者は増加している状況でございます。

なお、手帳を取得されていなくても、病院受診による医師の診断書、意見書などに基づき受けられる福祉サービスがあるかもしれませんので、福祉課又は相談支援事業所に相談していただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） まずは福祉課又は相談支援事業所に御相談いただくことが重要であることが分かりました。

今までは成人期の方の状況をメインでお聞きしました。次に、生まれてから小学校入学前までの状況についてお聞きします。

乳幼児期は、心身の成長や発達に大きな変化が見られる時期であり、保護者が発達について不安を感じることも少なくありません。特に幼児の発達の遅れや特性に気づいて、早期に適切な支援に取り組むことが、その後のお子さんの成長に大きく関わってきます。

未就学児の成長や発達に関する相談窓口をどのように整備し、保護者への周知と相談を受けた後の対応についてどのような体制を取っているのかお伺いします。

初めに、保護者への周知はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 相談できる機会につきましては、町のホームページ、子育て応援アプリ、町公式LINE等で周知をしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、未就学児の成長・発達に関する相談窓口についてお聞きします。

未就学児の成長・発達に不安を抱える保護者が相談できる窓口について、具体的にどのように御対応いただいておりますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康課では、乳幼児健診を中心に乳幼児健康相談、心理発達相談事業等でお子さんの成長・発達を確認するとともに、保護者の不安や悩みについてもお話を伺うようにしております。また、電話による相談も随時受付しております。相談を受けた後も、継続的な支援が必要な親子については地区担当保健師が寄り添い、保護者の不安やニーズを把握し、適切な時期に支援するよう心がけをしております。

相談体制の整備につきましては、かかりつけ医やこども発達センター等の医療機関のほか、療育施設や庁舎内関係課でありますこども課、福祉課、学校教育課とも連携を図りながら支援を展開をしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 様々な関係機関と連携し、しっかり地域で切れ目なく支援ができるようにいただいていることですので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、小学校に入学してからについてお聞きします。

児童生徒の健全な成長・発達のためには、学校生活における支援の充実、教員や家庭との連携、不登校の生徒への進路支援など、成長や発達に課題を抱える子どもたちに対

し早期の介入と適切な支援が必要であり、保護者が安心して相談できる環境づくりが求められます。また、学校現場における支援体制の充実と、教員の専門性向上に向けるための研修なども不可欠です。町として、これらの支援体制をどのように整備し、住民の安心につなげていくのか、具体的な施策についてお伺いします。

全ての児童生徒が安心して学び、成長できる環境を整えるために、お子さんの特性や支援の必要性を適切に把握し必要な対応を行うことについて、特に学校生活の中で特別な支援が求められる児童生徒に対しては早期の発見と適切な対応がその後の学びや生活の充足につながります。

そこで、お聞きします。教育委員会として、特別な支援が必要な児童生徒の状況をどのように認識していますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 直近の3年間の状況を見てみますと、特別支援学級に在籍している児童生徒につきましては、令和4年度は144人、令和5年度は163人、令和6年度は188人と、町全体で増加傾向にあります。また、通常の学級に在籍し、通級指導を受けている児童生徒の数につきましては、令和4年度は146人、令和5年度は170人、令和6年度は141人と高止まりの横ばい状態であります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 特別支援学級に在籍する児童生徒は増加、通級にて指導を受けている児童生徒は高止まりであることが分かりました。

学校現場において、特別な支援が必要な児童生徒に適切に対応するために、教員間での情報共有や対応方法に関する研修の充実は必要と考えます。支援の必要な個々の児童生徒によって異なるため、実践的な事例を基に研修を行うことで、教員がより適切な対応を取ることが可能になると言われております。

そこで、お聞きします。支援が必要な児童生徒と関わる教員に対し、教育委員会として、情報共有の仕組みの整備はされてますでしょうか。また、対応事例を学ぶ研修会の実施状況や今後の計画についてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 特別な支援を必要とする児童生徒につきましては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しており、共通理解を図っております。また、保護者が作成している子どもの記録を記しているサポートファイルを提示される場合もあり、幼少期からの情報を得るものとなります。児童生徒の成長の過程を共通理解し、関係機関と連携して一貫した支援・指導につなげております。

対応事例を学ぶ研修会につきましては、毎年、町の特別支援教育推進協議会において、特別支援教育コーディネーターと通級指導担当教員を対象にした支援・事例検討会を開催しております。また、特別支援学校の教諭や町の特別支援教育アドバイザーを講師に学ぶ機会も設けております。また、教育委員会作成の幸田町特別支援教育ハンドブックを全小中学校に配付し、特別支援教育に関する基礎理解と専門的な相談窓口、各種福祉制度等について教員が自ら学ぶ機会としております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

- 6番（岩本知帆君） 情報共有することで、一貫した支援・指導が行われていることが分かりました。また、教職員の学ぶ機会や自主学習の資料の提供があることが分かりました。

学校生活では、全ての児童生徒が安心して学び、充実した時間を過ごせる環境を整えるため、教職員の皆様には日々奮闘いただいております。とても感謝しております。

特に、学習面や生活面で支援を必要とする児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた適切な対応が求められ、学校現場では、教員をはじめとする様々な関係者が連携しながら支援体制を整えていくことで、その後の学びや生活の充足につながると言われております。

そこで、お聞きします。学校現場では、具体的にどのような支援が行われているのでしょうか。

- 議長（藤江 徹君） 教育部長。

- 教育部長（菅沼秀浩君） 特別な支援を必要とする児童生徒につきましては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、個に応じた支援に努めています。個別の教育支援計画につきましては、教育・医療・福祉等の関係機関が連携・協力を図り、児童生徒の継続的支援体制を整えております。

また、介助が必要な児童生徒に対しまして、町の会計年度任用職員の介助補助職員を現在25名任用し、日常生活の支援や授業での支援を行っております。

- 議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

- 6番（岩本知帆君） 町独自の介助補助員の職員を現在25名任用いただき、日常生活の支援や授業での細やかな支援をいただけていることが分かりました。

児童生徒の健やかな成長には、学校だけではなく、家庭や地域社会との連携が欠かせません。特に支援を必要とする児童生徒に対しては、学校と家庭が協力し合いながら適切な支援を提供することが重要です。また、行政や福祉機関などの関係機関と連携し、包括的な支援体制を整えることも求められます。

そこで、お聞きします。家庭への具体的な支援や学校・行政・福祉機関との連携はどのように行われているのでしょうか。

- 議長（藤江 徹君） 教育部長。

- 教育部長（菅沼秀浩君） 特別な支援が必要な児童生徒の支援におきましては、子どもだけでなく、保護者も含めて支援する必要がある家庭が増えている状況がございます。就学前の幼児につきましては、幼稚園、保育園、健康課、こども課、福祉課等との関係機関と情報共有し、就学後につきましては、町の教育相談室、特別支援学校の巡回相談、三河青い鳥医療療育センターの療育支援事業等を活用して、個に応じた支援に努めているところでございます。

- 議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

- 6番（岩本知帆君） 支援が必要な児童生徒の保護者も含め支援する必要がある家庭が増えている現状であり、個に応じた支援に努めていただけていることが分かりました。

近年、不登校の児童生徒の増加が社会的な課題であり、一人一人に寄り添った支援が求められています。不登校の背景や理由は様々であり、学業の継続だけではなく、心の

ケアや社会とのつながりを持つ機会の提供も重要です。そのために学校現場では、個々の状況に応じた進路指導や学習支援を行うとともに、再登校や社会参加に向けたサポート体制を整えているとお聞きします。

また、近年では、特色のあるフリースクールも増え、通信制高校、オンライン学習の活用など、生徒が自分に合った学びの場を選択できる環境の整備も以前よりは進んでいると思います。

そこで、お聞きします。子どもたちの将来を見据え、不登校の児童生徒さんの保護者への支援や関係機関との連携を強化し、安心して将来の選択肢を広げられるような支援が必要と考えますが、不登校の生徒への進路支援について具体的にどのような取組がなされているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 特別な支援が必要な児童生徒が不登校になった場合であっても、学校とのつながりを保ちながら、登校支援や社会参加に向けては各中学校における校内教育支援センター i ルームでございますがや、町教育相談室、特別支援学級、通級指導教室、蒲郡若者サポートステーション等、児童生徒の個々の実態に応じて、様々な窓口が児童生徒が自立に向けて一步を踏み出せるよう、連携を図りながら切れ目のない支援を続けております。

○議長（藤江 徹君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 児童生徒が自立に向けて一步を歩み出せるよう、連携を図りながら切れ目のない支援を行っていただけていることが分かりました。

次に、子どもたちが安心して成長し健やかに生活できるようにするためには、悩みや困難を気軽に相談できる環境を整えることが重要です。特に学校生活や家庭での悩み、生きづらさを感じる子どもや保護者が適切な支援につながるためには、相談窓口の存在を広く周知し、誰もが利用しやすい体制を整えることが重要と考えます。相談しづらいと感じる方への配慮や、気軽にアクセスできる仕組みづくりが求められます。そのために、対面、電話、オンラインなど多様な相談方法の導入や、学校や地域、専門機関と連携しながら相談窓口の情報を積極的に発信し、利用を促進する取組を進める必要があると考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 本町の相談活動におきましては、教育相談室の相談体制やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員、特別支援教育アドバイザーなどを年々拡充し、不登校児童生徒、特別な支援が必要な児童生徒、保護者への支援を進めております。

相談先に関する情報提供につきましては、学校や幸田町ホームページ、子育てマップ、暮らしの便利帳への掲載をして周知を図っているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 相談活動において、体制や専門職の充実を図っていただけていることが分かりました。ありがとうございます。全国的にも、町内においても、不登校児童生徒は増加傾向でありますので、今後も支援体制の充実をお願いいたします。

本テーマの最後に、住民の方からの御相談で、どこに相談に行ったらいいか分からないという声はよく聞かれます。赤ちゃんから高齢者まで、支援を必要とする住民が迷うことなく相談先につながれるよう、分かりやすく利用しやすい窓口の設置が望まれます。また、相談のしやすさを高めるため、対面、電話、オンラインなど多様な方法を整備し、誰もが安心して相談できる環境を整えることが重要と考えます。専門的な支援機関との連携を強化し、必要な支援が迅速に提供される体制を構築することを期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 令和7年度から実施を予定しております重層的支援体制整備事業は、事業の主務課を福祉課とするものでございますが、連携する複数の各所管課、関係機関がそれぞれが層となり、それらの層を重ねることにより支援の網から漏れのないよう体制を整備するものでありまして、子ども、障害のある人、高齢者など、それぞれの窓口がある体制で始めたいと考えております。

支援を一元的に担う窓口につきましては、現時点では考えておりませんが、支援を求める方が迷うことのない分かりやすい窓口の設置、多様な方法で相談しやすい環境など、利用のしやすさを意識した体制につきましては、協議していかなければならないものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康課としましては、来所による相談や電話相談のほか、必要に応じて家庭訪問等でお話を伺うなど、保護者の不安や相談をしやすい場所や環境にも配慮しながら支援をしていきます。

また、相談内容によっては、関係課でありますこども課、福祉課、学校教育課や関係機関でありますかかりつけ医、岡崎市こども発達センター、三河青い鳥医療療育センター、岡崎市民病院等の医療機関、あと就園先の幼稚園等、児童発達支援事業所などですね、こちらを紹介したり連携するなど地域で切れ目なく親子の支援ができるよう、今後とも努めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 教育委員会としましては、教育支援及び指導計画の作成、サポートファイルの保護者からの提示、健康課、こども課、福祉課等の関係機関との情報共有をすることで連携強化を図っています。

また、町の教育相談室、特別支援学校の巡回相談、三河青い鳥医療療育センターの療育支援事業等、様々な窓口から個々の実態に応じた対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 繰り返しになりますが、行政は縦割りでどこに相談行ったら分からないや、思うように支援が進まないなど、住民の皆さんからの声はやはりお聞きします。

令和7年から重層支援や令和8年から開設予定のこども家庭センターなど、住民の皆様がどこに相談したらよいか迷うことなく、複数の課が関係する御相談でもスムーズに進行できるよう、しっかりとした制度整備をよろしくお願いいたします。

以上の質問を通じて、町の福祉・教育支援の体制の現状と課題、そして今後の方針について包括的に伺いました。

これらの課題は、住民一人一人の生活の質に直結する重要な課題です。支援を必要とする方々が適切なサービスにアクセスできる体制づくりは急務と考えます。特に制度の狭間にある方々への支援や、これから大きく成長する乳幼児期から児童生徒までの年代ごと、多岐にわたる課題に対しての町としての総合的な取組が求められます。重層支援やこども家庭センター開設により、各部署間の連携強化や専門人材の育成、ICTの活用など、より効果的な支援体制の構築に向けた具体的な施策の展開を期待しております。住民一人一人がその人らしく安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、町の積極的な取組を要望し、次の質問に移ります。

精神疾患のある住民の支援についてです。

近年、精神疾患のある住民の方々への理解と支援が社会全体で求められており、全国的に様々な地域においても重要な課題となっております。精神疾患のある住民が抱える課題が近年複雑化しており、特に高齢化や核家族化の進行がその背景にあります。これに伴い、当事者本人だけではなく、その支援者や家族にも多くの負担がのしかかっています。こうした状況を踏まえ、町の現状と支援体制について伺います。

初めに、町の精神疾患のある住民の近年の推移を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 統合失調症をはじめ、精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるなど認定された人に交付されます精神保健福祉手帳及び精神的な病気の通院治療に助成する自立支援医療受給者証の受給者は年々増加しているところでございます。

令和元年度から令和5年度までの5年間では、精神保健福祉手帳取得者は69人の17.1%の増加、自立支援医療受給者証取得者では125人、20.5%増加している状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 令和元年から令和5年までの5年間で、精神保健福祉手帳の取得は17.1%、自立支援医療受給者証取得者は20.5%増加していることが分かりました。

精神疾患のある住民とその家族や支援者が直面する課題は、個々の状況によって多様かつ複雑です。そのため適切な支援を提供するためには、当事者や支援者からの相談内容を詳細に把握し、分析することが不可欠となります。相談状況を正確に把握することで、現在の支援体制の効果や不足している部分を明らかにし、より効果的な施策の立案につなげることができると思います。

そこで、本町における当事者や家族、支援者からの相談状況を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 相談者別ではございませんが、令和5年度の町内3事業所、3相談支援事業所の実績といたしましては、実人数116人、支援方法別では、電話等の相談が265件で一番多く、次に来所の相談100件、訪問相談99件ほか、合計528件で、主な支援内容といたしましては、生活技術に関する支援198件が一番多く、

次に福祉サービスの利用等に関する支援が193件、不安の解消・情緒安定支援103件、健康・医療に関する支援99件の状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 相談状況について分かりました。

精神疾患のある住民の支援において、家族や主要な支援者の存在は非常に重要です。しかし、高齢化や核家族化が進む中、これらの支援者が他界した後の当事者の生活支援は、地域社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっております。支援者を失った当事者は、日常生活の管理、医療ケアの継続、社会とのつながりの維持など、多くの面で困難に直面する可能性があります。また、経済的な問題や住まいの確保など、生活基盤に関わる課題も生じかねません。このような状況下で、当事者が地域社会の中で安心して生活を続けられるようにするためには、行政、医療機関、福祉事業者、地域住民など多様な主体が連携した包括的な支援体制の構築が不可欠となります。

そこで、家族や支援者が他界した後の当事者支援について、本町の現状の取組と今後の方針を伺いたいと思います。

家族や支援者が他界後の当事者の支援について、町はどのような施策を講じていますでしょうか。また、今後新たな支援体制の構築を計画していましたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 精神障害に限らず、家族や支援者が他界後の生活は大きな課題の一つであるため、継続的な相談支援の中で御家族や支援者、当事者の意向を尊重しながら、将来を見据えた障害福祉サービスについて検討・提案をしております。

重度の精神障害者の方が施設入所や入院先を希望される場合や、就労継続支援サービスを受けながらグループホームでの生活を希望される方なども、支援の結果の一つと考えております。

なお、本町社会福祉協議会内に設置しております成年後見支援センターでは、家族や支援者が他界後の相談を受けております。成年後見制度を利用しない場合でも、司法書士や行政書士などの専門家に将来のことを相談することができます。

また、新たな支援体制といたしましては、これから実施予定の重層的支援体制整備事業の実施がございしますが、令和7年度は既存の組織、職員で体制を整備するものでありますので、今後課題を整理しながら、その体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 当事者の意向を尊重しながら、将来を見据えた障害福祉サービスの検討を提供いただいております。今後の重層的支援体制整備において課題を整理しながら、体制を整えていただけることが分かりました。

精神疾患のある住民の地域社会での孤立は、症状の悪化や生活の質の低下につながる深刻な問題です。高齢化や核家族化が進む中、この課題はますます重要性を増してきます。孤立を防ぎ、当事者が地域社会の一員として充実した生活を送るためには、医療や福祉サービスの提供だけでなく、地域全体で支え合う環境づくりが不可欠となります。社会参加の機会創出、地域住民の理解促進、当事者同士のピアサポートなどの充実など、

多角的なアプローチが求められます。また、デジタル技術を活用した新たな交流手段の導入や、地域の様々な資源を活用した包括的な支援体制の構築も重要な視点となります。

そこで、本町における精神疾患のある住民の社会的孤立防止に向けた取組について伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 精神疾患のある方の社会的孤立の防止につきましては、医療機関、行政、福祉事業所、相談支援事業所など、関係機関が情報連携して孤立しないよう必要とされる支援の中で関わるよう努めておりますが、仕事や自宅を持ち、支援を必要としない精神疾患のある方の地域での課題は、ある意味社会的な孤立状態にあり、関わること自体が難しいケースもございまして、今後そういうケースについての対応を検討していかなければいけないという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 関係機関との連携で支援いただいておりますが、関わること自体が難しいケースがあることも理解できます。精神疾患のある住民への支援は、地域社会の包摂性と住民の生活の質を高める上で極めて重要な課題と考えます。

本町においても、精神疾患のある方とその家族、支援者が直面する複雑な課題に対し、きめ細やかな対応が求められております。特に高齢化と核家族化が進行する中、当事者の孤立防止や家族、支援者不在後の生活支援など、新たな課題に直面します。これらの課題に対応するためには、行政、医療機関、福祉事業者、地域住民など、多様な主体が連携した包括的な支援体制の構築が不可欠となります。

今後は、相談体制の充実、社会参加の機会創出、地域住民の理解促進など、多方面のアプローチをぜひ取り組みいただきたいと思っております。町として、これらの課題に対する具体的な施策と将来的な支援体制の構築をしっかりと検討していただくとともに、精神疾患のある住民とその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、より一層の取組をお願いし、最後の質問に移ります。

終活支援についてです。

少子高齢化が進む中で、人生の最終段階を見据えた終活は、多くの住民にとって重要なテーマとなっております。人生100年時代を迎え、高齢化が進行する中で、人生の最終段階を自分らしく尊厳を持って過ごすための準備、いわゆる終活の重要性が高まってきています。

終活は、単なる葬儀や相続の準備にとどまらず、自身の人生を振り返り、残された時間をどのように過ごすか、どのような最期を迎えたいかを考える機会でもあります。高齢者が増加する一方で、核家族化や地域のつながりの気薄化が進む現代社会において、終活支援は個々の問題だけではなく、地域社会全体で取り組むべき課題となっております。特に独居高齢者や認知症の方々にとっては、適切な支援がなければ、終活を進めることが困難な場合もあります。

このような背景を踏まえ、本町における終活支援の現状と今後の取組について伺いたいと思います。

そこで、現在行っている支援など、町の終活支援の状況はどのようになっていますでし

ようか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 終活とは、人生の終わりのための活動を略しているもので、人生の終わりに向けて前向きに準備をするものと考えております。

終活の支援といたしましては、自分の終活や死についての考えや希望を整理して、家族などと共有するための設計図であるエンディングノートを作成し、平成30年度に作成し、希望される方に配付してきました。現在、掲載内容を更新するため、昨年11月に新たなエンディングノートを作成するとともに、今年1月に終活セミナー及び相談会を開催したところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 今年1月の終活セミナー・相談会は、大変好評であったとお聞きしました。

次に、身寄りのない高齢者への終活支援は、現代社会が直面する重要かつ繊細な課題です。核家族化や少子高齢化の進行に伴い、家族や親族による支援が期待できない高齢者が増加しており、彼らの尊厳ある生活と穏やかな最期を迎えるためには、地域社会全体の責務となっております。

このような状況下で、身寄りのない高齢者が安心して人生の最終段階を迎えられるよう、行政による包括的な支援体制の構築が不可欠だと考えております。

具体的には、成年後見人制度の利用促進、エンディングノートの作成・使用、葬儀や埋葬に関する支援、遺品整理や財産管理のサポートなど、多岐にわたる支援が求められると思います。また、孤独死の防止や緊急時の対応支援の整備、地域包括支援センターや民生委員などの連携による見守りネットワークの構築など、日常的な生活支援と緊急時の対応を両立させる必要もあります。

そこで、本町における身寄りのない高齢者への終活支援の現状と今後の取組についてお伺いします。

身寄りがいない高齢者への終活支援について、町はどのような施策を講じていますでしょうか。また、今後どのような支援体制の強化を計画していますでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 身寄りがいない高齢者につきましては、知らぬ間に孤独死となっていること。それから、身元引受人等の用意ができず、施設入所や入院などの手続きが困難になること。認知症により地域の方に迷惑をかけること。親族が遠方にいるなど、葬儀や遺品整理など、その対応や処理に課題が生ずることが考えられます。これらのことから、元気なうちに地域包括支援センターに相談することやエンディングノートの作成、終活セミナーへの参加など、独居高齢者の増加に伴う事業を実施していくことについて考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） ぜひ高齢者が元気なうちに、本人が前向きに参加できる事業の検討をお願いします。

最後に、終活支援の充実と周知は、高齢化が進む地域社会において極めて重要な課題となります。適切な終活支援は、高齢者の不安を軽減し、自分らしい人生の締めくくりを準備する手助けとなります。しかし、支援サービスが充実していても、その存在や利用方法が住民に十分に知られていなければ、支援の効果を発揮することはできません。

また、終活に関する需要や課題は、社会情勢や住民のライフスタイルの変化に伴い、常に変化しています。そのため、既存の支援サービスの改善や新たなサービスの導入、そして、効果的な周知方法の検討は、継続的に行われるべき重要な取組です。

このような視点から、本町における終活支援のさらなる充実とより効果的な周知方法について、町の意見と今後の方針を伺いたいと思います。

町の終活支援の充実・周知についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） エンディングノートの活用は、終活を考えるきっかけになるものと考えておりますので、福祉課及び各地域包括支援センターの活動において配付・啓発をしていきたいと考えております。

終活の支援や周知は、独居高齢者の増加に伴う地域課題に役立つものと考えておりますので、多くの独居高齢者への効果的な周知方法について、関係機関などと検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） エンディングノートの活用等もしていただき、啓発等をしていただけることが分かりました。

終活支援は、高齢化が進む日本において、住民の尊厳である生活と穏やかな人生の締めくくりを支える重要な取組と考えます。今後は、地域や民間事業者との連携強化、デジタル技術の活用、若い世代も含めた終活への理解促進など、多方面のアプローチもぜひ御検討いただければと思います。

また、支援サービスの存在や利用方法を広く周知し、全ての住民が必要なときに適切な支援にアクセスできる環境づくりが重要だと考えます。町として、これらの課題に対する支援体制を示していただくとともに、全ての住民が安心して人生の最終段階を迎えられる地域社会の実現に向けて、より一層の取組を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、野坂純子議員の質問を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。福祉施策の充実について、お伺いしてまいります。

病気などで顔や体の一部を失うことがあります。例えば、1つ目に、感染症によるもので、例に2つ挙げますと、壊死性筋膜炎で細菌感染が原因で皮膚や筋膜が壊死し、場合によっては手足の切断が必要になることがあります。ハンセン病、らい病とも言いますが、適切な治療を受けないと末端神経が麻痺し、指や鼻などが壊死することがあります。

2つ目に、自己免疫疾患によるもので、例に2つ挙げますと、強皮症、全身性硬化症とも言いますが、血流障害により指先などが壊死することがあり、場合によっては切断が必要になります。シェーグレン症候群という病で、重症化すると皮膚や関節に影響を与え、組織が損傷することがあります。

3つ目に、血管の病気によるものの例で、閉塞性動脈硬化症という病で、動脈が狭くなり血流が悪くなることで、手足の壊死を引き起こし、切断が必要になることがあります。

4つ目に、がんによるもので、2つ例に挙げると、皮膚がん、進行すると顔や手足の一部を切除する必要があることがあります。骨肉腫、骨に発生する悪性腫瘍で、手足の切断が必要になることもあります。

5つ目に、外傷や合併症によるものを2つ例に挙げると、幸田町でも多い疾病だと思えますが、糖尿病、重度の合併症で糖尿病が進行すると、足の血流が悪化し、壊疽が起こり、切断が必要になることがあります。凍傷で、重度の凍傷では組織が壊死し、指や手足を失うことがあります。

これらの疾病は、早期発見・早期治療が重要で、顔や体の一部を失うことを防ぐことができますが、万が一失った場合、生活や心の負担も大きくなります。そこで、エプテレーゼという人工補綴装具などによって、生活や外見の自信を取り戻すことができます。

ここで、聞きなれないと思いますが、エプテレーゼについて少し御説明いたします。

エプテレーゼとは、人工補綴装具のことで、病気や事故などで顔や体の一部を失った人のために、特に顔の一部で耳とか鼻、目、頬などや指や手足などを再現するために使用されます。

エプテレーゼの特徴は、見た目が自然で、個々の肌の色や疾患に合わせて作られるため、周囲に気づかれにくいとか、オーダーメイドなので、一人一人の顔や体にフィットするように手作業で精密に作られます。装着方法は、医療用接着剤やインプラントを使って固定します。例えるなら、映画などの特殊メイクを想像していただくと分かりやすいと思います。

エプテレーゼが使われる主なケースは、1 がん手術後に、皮膚がんや頭や首の部分のがんで顔の一部を切除した場合、2つ目に、事故や外傷で交通事故ややけどなどで顔や手足を失った場合、3つ目に、先天性の疾患で生まれつき耳や鼻が欠損している場合ですが、今回の質問は、がんという病気により欠損した場合をお聞きしたいと思えます。

繰り返しますが、エプテレーゼは、見た目の回復だけでなく、精神的なサポートにもなります。日本でも専門の技工士が作成し、医療機関と連携して提供されています。ただ、保険適用外であり、高額なためなどの理由から諦めざるを得ません。

ここで、ウィッグや胸の補整具のアピランスの助成なども含め、本町の現状をお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） アピランスケアの助成でありますけれども、事業実績としまして、令和4年度から本事業を実施しております。申請件数は、令和4年度で頭部補整具が12件、胸部補整具が3件、合わせて15件。令和5年度が、頭部補整具9件、胸部補整具4件、合わせて13件。今年度でありますけれども、現在までで頭部補整具が19件、胸部補整具が3件で、合わせて22件となっております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 本町では、先ほど説明した人工の耳とか、目、鼻、頬など、エピテーゼやアピランスケアに関する支援制度は現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用補整具として、頭部補整具が医療用ウィッグや毛付き帽子、又は胸部補整具として、補整下着、補整パッド又は人工乳房と。こういったものを必要としている者に対して、購入費の一部を町が補助することによって、がん患者の精神的・身体的・経済的負担を緩和し、がんと共生社会の推進を図ることを目的としたがん患者アピランスケア支援事業を実施しているところであります。

助成対象者は、1 幸田町内に住所を有する人、2 がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている人、3 がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入している人、4 過去に県内市町村において同種の補整具について補助を受けていない人、この1から4全てに該当する方が対象となります。

補助対象とするものは、先ほども答弁をさせていただきました頭部補整具及び胸部補整具であります。

助成金額は、頭部補整具・胸部補整具のそれぞれにおいて助成対象経費の2分の1の金額。その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額でありますけれども、上限2万円の助成となります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 頭部補整具で医療用ウィッグとか、毛付き帽子や胸部の補整具のアピランスケアなどの助成の詳細や利用人数について分かりました。

がんにより外見の変化を伴う方への支援で、ウィッグや胸の補装具は進んでいてありがたいのですが、皮膚がんなどで外見の変化を伴う方へ、先ほど説明させていただきました人工の耳、目、鼻、頬などまとめたエピテーゼの支援はどのように考えられていますでしょうか。これからの支援の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町では、がんアピランスケア支援事業実施要綱には、がん患者の身体的・精神的及び経済的な負担を緩和し、がんと共生社会を推進することを目的としておるところであります。

がん患者の方の療養生活、その家族の方の負担を少しでも和らげ支援することは大切

なことだと考えております。そのための施策として、令和4年4月からアピアランスケア支援事業として、医療用ウィッグと胸部補整具の購入費用の助成を開始し、がん患者の方への支援を行っているところであります。治療により失われた耳、鼻、目などを再現するエピテーゼについては、乳がんによる胸部補整具以外は助成の対象としていないというところであります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） それでは、アピアランスケア専門の相談窓口を設置することは可能でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 現在、がんの相談窓口は、がん診療の拠点となる病院に設置をされており、がん相談支援センターにおいて実施をされております。誰もが無料で相談でき、電話、面談の方法があります。この地域では、岡崎市民病院の中にもがん相談支援センターがあります。ここでは患者さんや御家族の相談対応を行うのみでなく、患者さん同士が悩みや体験を語り合える交流の場やウィッグ、アピアランスケアの相談ができます。

相談の内容は、検査や治療、副作用等の専門的な相談や術後の生活における外見変化の悩みなども含めた療養生活の過ごし方の相談、就労や通学など社会との関わりや、患者や御家族の心のことなど、多岐にわたり、かつ専門性の高い相談が可能となっております。そのため、不安な思いなどへの傾聴に加え、治療内容や経済的・社会的困難などに対する相談・援助や法的支援など、関係機関との連携など専門性が求められておるところであります。

岡崎市民病院のがん相談支援センターでは、療養についての相談のほか就労に関する相談に対応するため、社会保険労務士が配属されております。

本町では、がんアピアランスケア支援事業に申請された方全員にがん相談支援センターを案内しております。引き続き、これまでの案内に加え、広報、ホームページ、SNSの活用により広く周知をしてまいります。

患者さんや御家族が持っておられる病気に対する不安や疑問に対応していくため、患者さんの役立つ情報の提供があり、看護師やソーシャルワーカーの方と相談ができるがん相談支援センターを引き続き案内・周知していく考えであります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） ここで、御紹介をさせていただきたいのですが、がん治療により体の一部を失うという外見の変化は大きな悩みと思われませんが、他の自治体で、特にエピテーゼの補助制度を導入されているところもあります。

例を挙げると、埼玉県内、所沢市、加須市、志木市、蓮田市、白岡市、嵐山町、宮代町です。また、岐阜県大野郡白川村では、がん患者に対して医療用ウィッグ、乳房補整具、エピテーゼと明記されていて、そこには乳房、顔、指、鼻、耳等が対象とされてきました。

助成対象費用は、経費の額に2分の1を乗じた額で、上限3万円とされています。

このような制度があると、みんなが安心して暮らせます。やはり、がん治療により体

の一部を失うという外見の変化は大きな悩みと思われます。安心して暮らせるよう、本町においても、アピアランスケアのウィッグ、乳房補整具の中にエピテーゼも補助対象に入れていただくことを願います。

また、助成制度の理解を深めるための周知方法などのお考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 助成制度につきましては、先ほども答弁させていただきましたが広く周知していくために、引き続き広報や町ホームページへの掲載、町公式LINEなどのSNSの配信をしていきます。

乳がんによる胸部補整具以外のエピテーゼの拡充につきましては、県の補助事業の動向や他市町村の状況等も調査し、検討してまいりたいと考えます。

また、助成制度や相談窓口の周知はもちろん、がんの理解を深めるために、現在、保健推進員を対象に乳がんセミナーを開催しております。がんについて学んだことを住民目線で地域に広く口コミで伝えていただいたり、子育て世代へ乳がん予防の啓発活動をしていただいております。

今後は、一般住民の方にも広く参加いただき、多くの方ががんの理解を深める機会にしたいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） エピテーゼの拡充について、調査・検討していただけるとの御回答に感謝し、次の質問に移ります。

2000年4月の介護保険制度の開始後、2006年4月から特定疾病にがんが追加されたことにより、40歳以上のがん患者は、本来65歳以上でないと利用できない公的介護保険サービスを受けながらの在宅療養が可能になりました。

一方、医療費助成や日常生活用具給付を利用可能な小児慢性特定疾病医療費助成制度の新規申請は18歳未満が対象となっています。すなわち、両者の狭間に位置する思春期から40歳未満の若年成人を示すAYA世代のがん患者の在宅療養を支援する制度は整っていないのが現在の状況です。

ここで、がんの終末期医療を受ける患者の人生をより豊かなものにするためには、まずどのような場所で終末期医療を受けるかを選択することが大切になります。

基本的には、療養型病院、介護施設、自宅のいずれかで終末期医療を受ける形となるでしょう。しかし、AYA世代は介護施設は選べないので、多くの方が自宅を希望いたします。

療養型病院では、緩和ケア病棟やホスピスなど緩和ケアを専門的に行うことができる病棟を言います。ほかの病気の患者さんや緩和ケア治療を受けずに、看取りのみを前提とする患者さんは、基本的に入院はできません。医師と看護師が施設内に常住しているため、患者さんの様態が急変していても、隣から迅速に対応してもらえる点で、そういうことが大きなメリットの一つです。

自宅での療養とは異なり、家族にはほとんど身体的な負担がかからない点も療養型病院のメリットと言えるでしょう。

一方で、患者さんとその御家族との面会時間が限られていることから、自宅療養に比

べると患者さんの孤独感や不安感が大きくなってしまいう点がデメリットです。また、そもそも十分な施設数が少ないため、入院したくてもできないことがある点も療養型病院のデメリットと言えます。

在宅療養には、家族には迷惑をかけたくないという思いから病棟の利用を望む患者さんも少なくありませんが、多くの患者さんの本音には、住み慣れた自宅で最期を迎えたいという気持ちがあると思います。

残された時間を家族と共に過ごせることが、在宅療養の何よりのメリットです。

住み慣れた我が家なので、気を遣う必要もありません。ペットと過ごしたり、自分の好きな音楽などを聞いたり、また、子育て最中のかわいい子どもさんがいる場合もあります。患者さんは最後までリラックスして毎日を過ごしていけるとと思います。また御家族にとっても、病院に入れて孤独や不安がないこと、最後まで大事な家族と一緒に過ごせることは非常に大きなメリットになるのではないのでしょうか。

本来、AYA世代のがん患者も含め、その方にとって必要な医療や相談支援が切れ目なく提供される必要があると思います。

そこで、本町の現在の状況をお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 本町につきましては、40歳未満のがん患者の方を対象に在宅サービスや福祉用具の貸与や福祉用具の購入というものに対する助成制度について、愛知県若年がん患者在宅療養支援事業を活用しながら、本町の若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業を令和5年10月から実施しております。なお、これまでのところ、この補助事業の実績についてはございません。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 今後に備えて、もし、AYA世代、15歳から39歳の方が末期がんとなり、自宅で最期を迎えることを希望する場合、医療・介護・心理・社会的支援を総合的に整えることが必要だと考えます。

具体的に1つ目に、在宅緩和ケアの体制の整備で24時間対応の訪問医療・訪問看護の確保で、緊急時にすぐ対応できる医師・看護師の体制をしておき、痛みや症状の緩和に特化した在宅医療の強化で麻酔管理とか輸液管理などが必要ですが、ここまで相談に対応していただけるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 自宅での療養につきましては、がんの診断をする主治医や、その病院のソーシャルワーカーに相談するものと認識しております。在宅療養に移行した際は、訪問診療される医師が主治医となり、その主治医の指示に基づき、訪問看護事業所の看護師が訪問することになるものと認識しておりますので、在宅療養における医療の強化につきましては、訪問診療される医師及びその指示の下、訪問する看護師に相談することになるものと理解しております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） ほかに医療機器とか介護用品のレンタル支援で、在宅酸素療法、痛み管理のためのポンプなどを迅速に提供できる仕組みを整えたり、介護用ベッド、車

椅子、シャワー用チェアの無償貸与や補助を整えたりと、医療機器・介護用品のレンタルの支援のお考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 介護用ベッド、車椅子、シャワー用チェアなど介護用品につきましては、若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業の対象になりますが、酸素療法や痛みの管理など医療に関するものは対象になりません。医療保険の対象になるかどうかなど、主治医に確認していただく必要がありますので、若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業の相談がある場合は、補助の対象、補助金の毎月の上限額など分かりやすく説明する必要があると考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） それから、支える家族の介護負担軽減策で、介護者、家族が休めるような短時間のレスパイトケア、緊急時に一時的に預けられる仕組みですが、そういうものやヘルパーや看護師による入浴・排せつ・食事サポートの充実はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 入浴・排せつ・食事サポートは、訪問介護・訪問入浴介護等の在宅サービスは補助対象になりますが、先ほど議員がおっしゃられる緊急時など一時的に預けるところにつきましては、病院の主治医や訪問診療の主治医にあらかじめ相談していくものと認識しております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 若年層なので、30代の方など退職を余儀なくされる場合の金銭的支援で、医療費補助、生活費の補助とか、終末期の意思決定、看取りの支援などに含めて、介護制度のように何でも相談できるケアマネジャーはついていないので、相談窓口としてどこに相談をすればよいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 退職に伴う収入保障、生活費・医療費につきましては、加入している保険制度や保険会社に相談していただき、終末期やその後の看取りにつきましては、主治医や訪問看護師に相談することができると思いますし、先ほど参事のほうで申し上げた、岡崎市民病院のがんの相談する窓口というのも一つかというふうに認識しております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） AYA世代の在宅での治療やケアにおいて、いざというときのために情報提供の仕組みはどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） まずは、病院の主治医や病院の医療ケースワーカーに相談することから情報提供が始まるものと認識しております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） AYA世代の方が自宅で最期を迎えるためには、医療・介護・心理・生活・意思決定の全ての分野で切れ目のない支援が必要です。特に若い世代ならで

はのやりたいことをかなえる支援や、家族の心理的ケアも重要になります。自治体として、これらの支援体制を強化できるかどうかを検討することが求められています。

例えば、福岡県では、小児A Y A世代のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、県内の一部市町村では、在宅介護サービスに係る利用料を助成しています。

福岡県は、小児A Y A世代がん患者在宅療養生活支援事業に取り組む市町村を支援しています。例えば、訪問介護、身体介護、入浴、排せつ、食事の介助、掃除、洗濯、調理などの生活援助、通院のための車両への乗り降りの介助、通院等の乗降介助です、訪問入浴介護、福祉用具の貸与・購入、車椅子、特殊寝台、床擦れ防止用具、体位変換器、手すり、歩行器、移動用リフト、自動排せつ処理装置、腰掛便座、入浴補助用具など、自己負担はサービスの費用の1割で、次に6万円が上限で、これらはほんの一例ですが、A Y A世代の患者さんに対する緩和ケアはまだまだ発展途上であり、特に在宅療養の重要性は今後ますます高まると考えられます。

最後に、A Y A世代だけに限らず、本町で受けられる在宅福祉サービスがどのようなものがあるのかなど、一覧にまとめた小冊子がございますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 障害児・者に向けたもの、それから高齢者向けの在宅福祉サービスをまとめた冊子につきましては、それぞれ作成し窓口配布を行っているところでございます。

若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業につきましては、年齢的な観点と障害ではなく傷病としての位置づけから、個別の案内チラシを作成して設置しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 患者さん一人一人のニーズに寄り添い、その人らしい生活を支える在宅療養支援の役割は大きいと思います。さらなる御支援をお願いし、次の質問に移ります。

近年、共働き世帯の増加や育児と仕事の両立を目指す母親が増えている中で、授乳や絞るほうですが、搾乳が必要な場合も多様化しています。特に母乳育児を続けたいと考える母親にとって、外出時に適切な授乳スペースが確保されていないことは大きな負担となっています。

また、授乳だけでなく、職場復帰後の母親が搾乳を必要とするケースや、赤ちゃんが直接母乳を飲めない状況での搾乳保存の重要性も増しており、授乳室や授乳ボックスの役割はますます大きくなっています。

以降の質問の中では、授乳室という言い方にまとめさせていただきます。

しかし、現状では、授乳室の設置が十分でない地域も多く、また、授乳のための場所として認識されがちで、搾乳ができるかどうか不明確なケースも見受けられます。

母乳育児を希望する母親が外出時も安心して授乳や搾乳ができる環境を整備することは、子育て支援の観点からも非常に重要です。そのため、授乳室の設置促進や、授乳・搾乳が可能であることを明示する取組が求められています。

そこで、町内公共施設における授乳室の設置状況についてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町の公共施設のうち、授乳室を設置している施設は、上六栗子育て支援センター、菱池子育て支援センター、多世代交流施設ほっと館、三ヶ根駅前休憩所、さんがね家さん、町民会館、町立図書館であります。また、道の駅筆柿の里・幸田の国土交通省所管の施設内にもあります。役場本庁舎は授乳室を設置していないため、代替となる保健センターの一室を授乳室として利用を可能としております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 搾乳は、ただの授乳の代替手段ではなく、母親の健康維持や赤ちゃんの成長にとって重要なケアの一つです。そのため、外出先でも安心して搾乳できる環境が整っていることが求められています。

搾乳が必要な母親には以下のようなケースがあります。

職場復帰や外出時の母乳確保で、1つ目に、仕事復帰後も母乳育児を継続したい母親で、保育園に預けている赤ちゃんのために母乳を搾って保存し、保育園で与えてもらいます。自分も長時間勤務中に母乳の分泌を維持するため、外出先で搾乳が必要になります。

2つ目に、母乳の分泌を維持・調整する必要がある場合で、乳腺炎の予防や対策で、乳腺が詰まる乳腺炎を起こすことがあるため、母乳を適度に絞る必要があります。母乳の出が多過ぎる場合、赤ちゃんが飲み切れず、母乳がたまってしまうと痛みや不快感があるため、搾乳が必要です。赤ちゃんが一時的に母乳を飲めない場合で、新生児集中治療室に入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために搾乳をいたします。

3番目に、授乳が難しいが母乳育児を続けたい場合として、赤ちゃんが直接授乳できない場合で、早産、早く生まれた子や病気のある赤ちゃんが直接母乳を飲めないため、搾乳して哺乳瓶やカップで与えるために搾乳をいたします。

4つ目に、母乳バンクへの提供で、低体重で入院している子や早産や病気の赤ちゃんのために、母乳バンクへ提供するために搾乳を行う母親もいます。

このように、搾乳はとても大切ですが、授乳室と書いてある場合、1人で入っていくことをためらってしまう方もいるようです。

そこで、本町に設置されている授乳ボックス、授乳室には、搾乳ができることを明示する表示がされていますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 町の公共施設には、搾乳ができることを明示する表示はしていません。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 現在、授乳室の利用を検討させられている方の中には、授乳だけでなく搾乳を必要とする方も多いと思いますが、その点について、町としてどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 搾乳できる場所の問合せや相談は現時点ではないとい

うところであります。

搾乳につきましては、出産後の女性の身体的負担と健康維持、また赤ちゃんの成長にとっても大切なことであると認識はしておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 母乳育児を続けるために、外出先での搾乳が必要な方がいますが、授乳室に搾乳可能であることを明示することが子育て支援の充実につながると考えられますが、町としての見解をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 現在、町の公共施設で授乳室を設置している施設において、搾乳可能という表示はしているところはないわけでありましてけれども、授乳室に搾乳可能と表示することで利用する方が増えることが想定をされるところであります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 搾乳ができることが分かれば、職場復帰した母親や母乳育児を継続したい方にとって安心して利用できる場となりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 出産後に授乳・搾乳されている方が、子どもの健診や各種手続等で公共施設を訪れる機会もあります。また、職場復帰された方も、授乳・搾乳が必要な方も見えます。公共施設等において、授乳室でも搾乳することができれば、子育て中の方も安心して外出でき、授乳室も利用しやすくなり、社会で支える子育て支援の一環につながると考えます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 授乳室に搾乳できますと表示することは、比較的成本をかけずにできる取組だと思いますが、町としてのその表示を推奨することは可能でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 出産後に搾乳が必要な方もいるような状況であります。搾乳の必要がある方も気兼ねなく授乳室を利用できるよう、授乳室のある施設や授乳について配慮できるスペースのある公共施設に、授乳室が搾乳でも利用できる表示について協力いただけるよう周知や呼びかけをしていきます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。安心して子育てできる環境づくりとして、搾乳できますと表示していただけること、また、職場における搾乳への理解促進等も含め、町民の方々に搾乳の必要性についての理解が広がるよう願っています。

また、搾乳マークについての提言先がなぜ国交省なんだろうと不思議に思いましたが、よく調べてみると、バリアフリーについて整備しているのが国交省でした。バリアフリーとは、誰もが安心して生活しやすいように社会や環境の障壁を取り除くということで、人にやさしいまちづくりにつながってまいります。

いろいろな授乳室で搾乳マークを見かけられるようになることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子議員の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩とします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番、長谷川 進議員の質問を許します。

5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従い、順次進めさせていただきます。

幸田町SDGs未来都市に向けた脱炭素取組についてお聞きします。

午前中、SDGsについて一般質問がありましたが、目線を変えての取組についてお話をさせていただきます。

地球内で排出された二酸化炭素（CO₂）によって地球を取り巻くオゾン層が破壊され、太陽が直接地球に当たることで熱影響が大きくなっています。

今、地球環境は、気温の過熱化によって、世界各地で熱波、ハリケーン、山火事、洪水、海面上昇、干ばつ、北極圏の氷が解けるなどの気候変動が頻繁に起きています。日本国内でも気象災害が深刻化しています。地球上の各地で人々の生命や暮らしが危機にさらされ、自然や生物の多様性が損なわれています。

地球温暖化に歯止めをかけるため、カーボンゼロ（脱炭素）という大きな動きが世界的に展開され、SDGs未来都市、いわゆる持続可能な開発目標を実現することに取り組んでいます。

愛知県でもカーボンニュートラル、二酸化炭素の排出を吸収する仕組みの推進で、ゼロエミッション、廃棄物の排出をゼロにする車を本気で造る姿勢を大きく取り上げ、新たな車社会の取組を進めると宣言しています。

幸田町も国の施策に基づき、活力のある持続あるまちづくりに積極的な取組をしようと、令和6年5月23日に内閣府から、SDGs未来都市に選定されました。全国で24都市が選定され、幸田町は県内町村では初めての選定となります。

幸田町にとっては、選定されたことは大変喜ばしい限りであります。

SDGs未来都市とは、あるべき姿の理想に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から特に、経済・社会・環境の3側面の総合的取組による相乗効果、新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャル、いわゆる潜在能力や将来の可能性、発展性が高い都市・地域のことをいいますが、それに選定された幸田町として、SDGs未来都市の今後の施策はどうしていくのか確認したいと思います。

まず初めに、国は、2050年カーボンニュートラルの実現、いわゆる地球にとって悪影響を及ぼすのが温室ガス効果です。このガスにはいろいろありますが、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素など6種類のガス排出量を吸収や除去によって差引きゼロに

し、地球温暖化への対応を図り、将来の世代が安心して暮らせる経済社会の構築に取り組んでいます。

2013年から2030年度に温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦し続けるために、具体的取組を決め、目標達成に向け計画的に進めています。幸田町は、SDGs未来都市に選定され間もないかと思いますが、選定された以上、国の目標に対してフォローがあるかと思いますが、今後の温室効果ガス低減目標は、国に準じて実施するのをお聞きしたいです。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町では、令和4年2月にゼロカーボンシティの表明に始まりまして、第2次幸田町環境基本計画における地球温暖化対策に関する部分を地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としまして、位置づけをしておるところであります。国と同等の2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比46%削減を目指すとの目標を掲げております。この目標を前提としまして、SDGs未来都市計画におきましても、重要評価指標のKPIとして、同じ目標を掲載しているものであります。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） お話は分かりました。

続きまして、活動の目標は明確に立て、目標達成のためには、5W1Hで、いわゆる誰が・いつまでに・どこで・何を・どうするのか、活動計画を作成して、活動進捗の遅れ進みを見える化することが大変重要です。

仕事の進め方の基本であるPDCA（計画・実行・評価・改善）含め、全体活動計画は明確にできているのをお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 先ほど申し上げました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境基本計画に包含されておりますので、PDCAサイクルによる事業推進は、環境基本計画と同様に、環境課による計画、実施、点検、評価と環境審議会の意見聴取による見直しを前提としたPDCAサイクル手法による事業推進となっております。

そのほか、福祉産業建設委員協議会の場を通じまして、議会への報告を行い、議会からの御意見もいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 明確なビジョンをつくることが重要です。PDCAで事業を進めていくことを早期にしないと、幸田町のSDGs脱炭素社会目標達成は不可能かと考えます。選定された立場として事業を進めていく活動の見える化をお願いします。

続きまして、町としては、SDGs未来都市に向けた取組として17の目標がありますが、そのうちの1つの活動として、昨年15番目の陸の豊かさを守ろうで、自然環境整備の一環として植樹祭を地域・小学校・中学校が一緒に参加しての活動をしていることを理解していますが、個別でやったというだけの実績づくりは、よい仕事の進め方ではないと考えます。

先ほども言いましたが、目標を達成するために残り16項目の具体的活動取組をPDCA計画に落とし込み、具体的に実施することで、目標と効果がどう出るのか事前に町

民に見える化し、全町の活動として知っていただき参加を呼びかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） SDGs未来都市計画では、地域課題の解決と地方創生の達成に向け、社会・経済・環境の3側面の取組とそれら3側面をつなぐための統合的な取組といたしまして、森林サービス産業の推進、SDGsプラットフォームの設立、JR3駅を活用としたマルシェの開催を特に注力する先導的取組として位置づけております。

特に注力する先導的取組に関するゴールといたしましては、ゴール2の「飢餓をゼロに」、それからゴール3の「すべての人に健康と福祉を」、それからゴール8「働きがいも経済成長も」、それからゴールの12「つくる責任つかう責任」、それからゴールの15「陸の豊かさを守ろう」、それから最後に、ゴールの17「パートナーシップで目標を達成しよう」と、以上6つのゴールを掲げておるところであります。

幸田町として、これら注力すべき事業に係るゴール、ターゲットの内容、スケジュール、取組の進捗状況等を行程表のような分かりやすい形で取りまとめ、町ホームページで公表することによりまして、議員の言われます町民の皆様への見える化にも対応していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 承知しました。活動進捗を見える化し、管理責任者と関係者への報告・連絡・相談を実施し、フォローを受けていかなければ事は進みませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、SDGs未来都市に向けた取組は、そんなに容易なものではないと思いますが、担当されている人員は何人で活動しているのか、他市町村のSDGs選定された行政と比べ妥当な人員なのか、よく理解できませんが、今後活動していくにも課題があるように思いますので、その辺の人員配置の考え方と現在の活動人員は妥当なのか確認します。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の貴重な意見ありがとうございます。SDGs未来都市の推進に当たっては、直接の所管課をはじめ多大なる労力を必要とするところで、他の未来都市選定自治体からお聞きしているところでもあります。豊田市などは、専任の未来都市推進課を設置しまして、取り組んでおると聞いております。本町では、現在直接の担当としまして所管課である環境課の兼務職員2名体制でありまして、現状SDGs全体というよりは、未来都市計画関係の業務を遂行に注力している状況であります。未来都市計画の事業推進に限定したとしましても、関係部署に関する事業も多く、所管課を含め、関係部署の体制の充実が必要となると考えております。

また、SDGs達成に向けまして、行政のみでは手薄になる分野におきましては、民間事業者をはじめとしました様々なステークホルダーとの連携も考えられることから、ステークホルダーとの連携事業推進のための人員も今後必要になってくるものと想定をしております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） やり切るための全体実施項目が明確でないと、必要人員も算出できません。不安を感じますので、よく御検討ください。

次に、SDGs17の目標の取組は、自分たちで実施できること、できないことがあります。目標達成に向けて具体的取組に対しては、私の経験からも地域企業も含めての共同プロジェクト活動として取り組んでいくべきと考えます。近隣の行政も企業と共同活動して、取り組んでいることを聞いています。

今後、企業と共同でSDGs事業の取組をすることなど、幸田町としてそのような考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） SDGsの達成に向けましては、行政単独での取組には限界がありまして、専門的な知見やノウハウを持った多様なステークホルダーとの協働が不可欠であると認識をしております。

本町では、ものづくりの町であり、未来都市計画におきましても、本町所在の主要なものづくり企業をはじめ様々な協定締結先の民間事業者等々、事業を共に推進していくためのステークホルダーとして位置づけております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 企業との共同事業に関し、前向きな考え方で進めていただき、幸田町SDGs未来都市活動目標達成に成果の出る事業推進を期待してます。

続きまして、今のお話を踏まえ、SDGsの技術的なお話をさせていただきますが、近隣の企業においては、SDGs未来都市に向けた活動としてバイオマス事業を進めています。

バイオマス事業とは、生活の中から出る木材・竹・海藻・生ごみ・紙・動物の死骸・ふん尿・下水汚泥・プランクトンなどの廃却資源を活用し、バイオマスエネルギー、熱・電気を生み出す事業や、特殊なバイオマス分離再生特許技術で害のない肥料等に取り組み、植物・農作物の健全な成長を促す肥料資材及び飼料・燃料・化製品資材の開発にも取り組み、将来性ある研究成果が確認されています。もちろん、脱炭素を考慮した新技術を取り入れたバイオマス事業です。近隣企業から幸田町への思いは、自然豊かな田園風景を残しつつ、町内から排出された多くのバイオマス資源を有効利用することこそSDGs未来都市の基本理念そのものであり、モデル都市として評価できると言われています。幸田町のバイオマス資源を有効利用し、企業と脱炭素事業を共同開発することは、持続可能な開発をしていくことになり、幸田町にも大きなメリットがあると思います。

企業は独自の技術を生かした特許設備開発を推進し、幸田町は排出されるバイオマス廃棄物資源を提供することで、バイオマス実用化の拡大に向けた開発が進み、脱炭素ゼロの実現に向けた活動が加速していきます。

町内企業や畑・田んぼ・山を保有する地主・行政もそれぞれに廃棄物処理費の削減メリットも創出できるかと考えます。

それから、イチゴ・野菜・花農家などもバイオマスの肥料とエネルギー熱・電気を活

用して、温室管理ハウス栽培で、四季を通して農産物が安定して一年中収穫できることも可能となり、安定した生産と安定した価格でお客さんも購入できる仕組みが構築でき、地産地消の推進が図れます。そして、バイオマス肥料の推進によるイチゴ・筆柿ブランド品の生産も期待できる可能性もあるかと思えます。

バイオマスエネルギー活用で、近未来の農業を一貫生産プラント（工場）も夢ではありません。農業工程における無駄を省く生産ライン化で生産性向上が図れ、潤うことも期待できるのではと考えます。

また、プラント工場ができた場合においては、その最終工程にはカフェができると、なお人が集まるのではと私は夢を見ているところであります。

農業離れする跡継ぎ、次の農業を担う若い後継者・移住農業者も含め、呼び寄せる期待も大きいのではと考えます。

今、お話をしたような具体的発想など、SDGs未来都市に向けた町としての今後のお考えをお聞きしたいです。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） バイオマス資源は、動植物から生まれた再生利用可能な有機性の資源であります。バイオマス資源を原料として新たな産業、事業を創出し、脱炭素社会の実現と地域の人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを目指すことは、内閣府の提唱する地方創生SDGs未来都市の趣旨にも沿うものと考えております。

本町におきましても、森林サービス産業推進協議会会長であります名古屋大学大学院の福島和彦教授が中心となって活動しておりますバイオエコノミー社会の実現に向けて、産官学の多様なステークホルダーが集う東海バイオコミュニティに昨年参加をしております、アグリバイオを中心としたこれからの分野における動向を注視しているところであります。

バイオマス資源の農業分野における活用は、農業残渣等の有機廃棄物を使った農作物の成長促進効果・土壌改良効果を持った有機肥料の開発事例や、バイオマス原料を一部使用しました果物の梱包に使われる緩衝材の開発事例など、民間事業者の技術を活用した商品開発が行われている地域もあると聞き及んでおります。

未来都市推進における民間事業者との具体的な協働の在り方につきましては現在模索中であるわけではありますが、バイオマス資源の活用を研究されている民間事業者の技術や取組が幸田町の地域特性、地域課題、資源の安定供給、ニーズなど様々な実情に照らして、本町における必要性・実現可能性が高く地域の好循環の形成に資する取組であれば、行政との協働も可能であると考えております。

また、行政との協働という選択肢以外にも、今後設立を予定をしております幸田SDGsプラットフォームによりまして、民間事業者同士がマッチングし、複数の民間事業者により共同事業に発展するケースが生まれることも望ましい姿であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） ありがとうございます。地球温暖化への対応、脱炭素社会を、S

DGs未来都市に選定されましたので、できること、できないことを層別し、企業との共同活動も視野に入れて計画的に進めて、幸田町のアピールできることを期待しております。

それでは、次の質問に入ります。

幸田町の高齢化時代に向けた取組について、お話をさせていただきます。

人生100年時代、元気な高齢化社会が望まれているかと思いますが、今後も続く少子高齢化社会が幸田町も加速してきていると思います。

町内を散歩しているときも、病院・スーパー等に行ってみ渡すと、高齢者が多く、これからもっと増えていくだろうなと思うと、高齢者の活気あるまちづくりを行政としてますます問われるのではと思います。

そこで、質問させていただきますが、行く場所ごとで高齢者を見渡しても、元気な人とそうでない人の違いは見た瞬間に分かり、この違いは何だろうと考えさせられます。

活気がなくなってしまうと、幸田町の先行きに不安を感じるころであります。

そこで、幸田町の今後の人口層、高齢者推移はどのような状況になっていくのか確認したいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 本町の高齢者人口は増加傾向で進み、令和12年、西暦では2030年に9,891人、令和32年、西暦では2050年に1万2,704人になると推計されています。

もう少し詳細に言いますと、年齢区分別では、前期高齢者、65歳から74歳でございますが、令和12年、西暦2030年頃まで微減で推移いたしますが、その後増加に転じ、令和27年、これは西暦2045年ですけれども6,100人と推計され、後期高齢者のうち75から84歳の人口は、令和12年、2030年頃まで増加し、その後一旦減少に転じますが、令和22年、2040年頃から増加、令和32年、西暦2050年には4,800人になると推計され、85歳以上の人口も令和22年頃まで増加が継続と推計されている状態でございます。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 高齢化社会が進んでいく推移を理解しました。

次に、元気な人、そうでない人の違いは、日々の過ごし方は様々かと思えます。

高齢者と語る機会がありお話をしていると、元気を取り戻すために外に出ようとするが、友達が少ないから諦めてしまう。また、役場関係団体から誘いはあっても、誘われる言葉になかなか前向きに出ていく気持ちにはなれないようで、高齢者はナイーブで微妙です。行政として、高齢者一人一人の過ごし方を把握しているのか、また、どのようなサポートをしているのか、具体的にお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 個々の高齢者が抱える事情や背景が多様であるため、全ての情報を網羅的に収集することはしておりませんが、町内3圏域に設置しております地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談窓口の設置、高齢者の心身の状況や家庭環境などについて、その世帯の実態把握調査を実施しております。高齢者世帯が抱え

る問題やニーズを直接聞き取る機会を増やしまして、各種サービスの情報提供やサポートするための情報を収集しているところでございます。

令和6年度から実施しております一体的実施事業では、個々の高齢者の状態に合わせ、高齢者が集まる機会である、地域包括支援センターが管理します「げんきかい」や、町が実施しております「お達者体操」、それから、社会福祉協議会が運営しております「ふれあい・いきいきサロン」など、既存の集まる機会とともに、3圏域の地域それぞれの地域包括支援センターで高齢者の通いの場としての居場所づくりを持って、現在様々な事業を実施しており、自主グループ化に発展させることに努めているところでございます。これらによって、地域の居場所づくりと地域のつながり、交流の機会を提供を今し始めているところと承知しております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 今後も、お誘いの仕方もよく検討していただくことをよろしくお願いいたします。

次に、行政としては、今までの施策・取組を今のやり方で進めていくのか、将来を見据えて、元気な高齢化社会に向けた新たな施策を考えているのかをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 令和5年度に策定いたしました第9期幸田町高齢者福祉計画における基本目標の「生きがいをもっていきいきと活躍できるまち」では、健康に生き生きと、誇りある充実した生活を送ることができるように、本人が希望する就労、起業、社会活動など一層活躍できる場をつくり、多様な人がそれぞれの地域の担い手となっていただけるような地域福祉を推進していくこととしております。特に社会的・身体的・心理的フレイル予防といたしまして、外出による人とのコミュニケーションや運動をする機会づくりを現在重要視しておりますので、特に引き籠りがちな高齢者の方が集いの場に何を求めているのか地域のニーズや地域の通いの場を調査し、小規模であってもそれぞれの高齢者に効果的な取組を考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 教育委員会といたしましては、生涯学習を推進する中でシルバースクールや古文書講座、愛知大学オープンカレッジなどを開講しておりまして、高齢者の生きがいづくりや生きがいの創出のヒント・きっかけづくりを目的に事業を展開しております。それぞれの内容につきましては、アンケートを実施するなど可能な限り要望に応じていくこととしております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 新たな施策・取組をあの手この手で展開していただくことを切に期待をします。

次に、高齢者が自分たちで元気に毎日を生きようと頑張っている、ある団体組織のお話をさせていただきます。

この団体は、カラオケ・日帰りバス旅行・グラウンドゴルフの3点セットで年間行事参加者を呼びかけ計画的に実施しています。70代・80代・90代の多くの方が参加し、本当にびっくりするほど生き生きと楽しんでいきます。

幸田町の生涯スポーツとして位置づけされているグラウンドゴルフは大変人気があり、約3時間自分たちのペースで歩きプレーできることから、毎日練習して定期的に大会を企画するなど、技術向上に努め、目標を持って取り組んでいます。目標はある生活は元気そのものですよと語っています。私も機会があり参加させていただきましたが、新規加入者の誘いも、わくわくして加入したくなる進め方で勉強になりました。

交通手段のない人には、会場への送迎を会員同士が助け合い、外に出やすい環境もつくっています。幸田町も、グラウンドゴルフ人口を増やす活動として、大日蔭グラウンドゴルフ場で初心者向け教室を開催していますが、募集していることすら知らない人も多くいます。家に閉じ籠もっている高齢者にも参加アナウンスの仕方と交通手段、えこたんバス運行も考えて募集すべきと考えます。

広報で周知を図っているとよく言われますが、外に出るきっかけは、そんなことだけでは人は動きません。温かな言葉と心を誘う思いやりが人を動かします。どうか元気な高齢者を増やすためにも、グラウンドゴルフ場への交通手段のない人たちの対応も考えていただきたいです。

お話をしているこの団体は、精力的に心温まる募集活動をしており、当時はごく少数であったそうですが、今では幸田町内外の小さなグループ同士の輪を広げ、統括して200名もの大きな団体になって、リーダーを中心に人の輪が広がり、会員がますます増えていくようです。

元気な高齢化社会への模範団体といっても過言ではないと思います。

幸田町町村合併70周年記念事業の健康のまち推進講演会の尾身先生のお話にもありましたように、医学的にも高齢者は15分から30分の散歩で免疫力向上が図れるとお話がありました。

生涯スポーツ・グラウンドゴルフは、免疫力向上に最高のスポーツです。模範団体を参考にした普及活動の新たな施策として、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 議員から御紹介いただきました団体につきましては、様々な活動をされており、取りまとめをされている方は大変な御苦勞をされておられると思いますが、非常に上手な運営をされているということがよく分かりましたので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

初心者向けのグラウンドゴルフ教室につきましては、幸田町スポーツ協会に加盟している幸田町グラウンドゴルフ協会が主催し、グラウンドゴルフの普及・魅力の発信を目的に2年前から実施されております。町といたしましては、協会の意向による対応をさせていただいているところでございますが、議員が言われましたアナウンス方法などの問題につきましては御報告させていただき、今後の普及対策も含めまして、協会と一緒に考えていきたいと考えております。

全ての高齢者への周知は非常に難しいということですが、今すぐやれることとしまして各教室等での募集においては、友達や近所の方へのお声かけをお願いをしまいたいと思っております。

また、交通手段への配慮をという御提案につきましては、現在、地域公共交通の検

討・見直しが進められておりますので、その結果を受けまして、有効な手段を見つけてまいりたいというふうに考えております。

高齢化社会に向けて様々な問題が出てまいりますが、可能な限りの対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 今後も、高齢者への配慮した取組をよろしく願いいたします。

続きまして、今お話をした生涯スポーツ・グラウンドゴルフの普及活動も含め、町内のグラウンドゴルフ場の整備、砂コース・芝コース、ロッカールーム施設、駐車場整備等をしていただくことで、きれいなコースでのプレーは、高齢者にとってはやる気・元気につながります。

特に大日蔭グラウンドゴルフ場は、多くの人が集まる注目の場所であり、健康のまち推進グラウンドゴルフ場として強い要望もあります。

町内各グラウンドゴルフ場も含め、今後の整備計画を検討いただきたく、お考えを確認させていただきます。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） グラウンドゴルフにつきましては、町を代表する生涯スポーツであり、大日蔭グラウンドゴルフ場の整備・管理には力を入れております。県下でも有数なグラウンドゴルフ場でもありますので、多くの方によりよい環境で楽しんでいただけるよう努めているところでございます。

今後の整備といたしましては、会議室を備えた管理棟の設置、プレイ中に私物を保管するためのロッカーの設置に向けて調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 財政の厳しい状況ではありますが、皆さんが交流できる場所として前向きに検討いただきたいと思います。

次は、幸田町を築いてきた大先輩たちで、元気に頑張っている幸田町老人クラブ連合会の会員も減少しつつ、行事参加者が激減して、スポーツ大会などを見ても活気がなくなっていると感じました。

高齢化が進むにつれ、本当は会員が増えると思いつつも、増えることも少なく、役員もますます高齢化していくため、自分たちの体に気をつけることに精いっぱいとなり、募集に至らないのも事実だそうです。

スポーツ行事一つにしても、各区単位で重いテントの運搬・設置を自分たちで実施して、それは大変です。このような状況では、参加にも躊躇しているかと思えます。

行政として、このような状況を把握しているのか、幸田町老人クラブ連合会に対して、テント張りの件も含め、今後はどのような支援を考えているのかお聞きしたいです。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 町内の高齢者数が増える一方で、各老人クラブの会員数、幸田町老人クラブ連合会に加入するクラブ数、老人クラブ自体がなくなって減少している状況が課題になっていることは承知しております。超高齢化社会を迎え、元気な高齢

者の暮らし方や思考の変容により、余暇の過ごし方の選択肢が増え、老人クラブはその選択肢の一つになっているのではないかと考えております。

町といたしましては、現在、幸田町社会福祉協議会を事務局とする福祉団体といたしまして、幸田町老人クラブ連合会に対しまして、幸田町社会福祉団体活動促進補助金を毎年交付することで、町内福祉団体の活動を支援しておりますが、各地域の老人クラブの皆さんが、重たいテントの設営が理由でスポーツ事業の実施に積極的になれないような事情につきましては承知しておりませんでしたので、社会福祉協議会に調査依頼をして確認し、今後について検討課題としていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） 現状把握よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、幸田町老人クラブ連合会の抱えている問題をお任せでなく、行政として定期的に情報共有するサポート体制を構築していくことが必要と考えます。このような場面で私が必ず聞くと、サポートはしているよと言いますが、今の状況下では、現状把握は弱いと感じます。幸田町老人クラブ連合会を元気に継続していくためにも、行政として、会員と行事参加者を増やすお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 町といたしましては、高齢者の屋外スポーツ事業における重たいテントの活動事情を把握するとともに、現在、各種施設に空調設備が設置され始めていることから、今後は高齢者のインドアスポーツや老人クラブという名称の在り方などにつきましても、事務局である社会福祉協議会と共に将来に向けた検討をしていきたいと考えております。

なお、特に幸田町老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ、老人クラブのない地域の高齢者への支援というのが必要であるこの状態を特に課題と受け止めさせていただきまして、本町といたしましては、今後の福祉団体への補助の在り方について調査と研究をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川 進君） これからも高齢化社会に向けた施策をしていただき、元気が出る高齢者に向けたまちづくり事業をお願いして、終わりたいと思っております。

本日は対応ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 5番、長谷川 進議員の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番、田境 毅議員の質問を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、住みよい環境の維持管理についてであります。

令和6年10月8日から実施された18歳以上の町民2,000人に対する住民意識アンケートにおいて、回答された1,275人の結果では、幸田町のよいところは、緑や川などの自然環境が豊かが59.4%と最も多く、次いで、買物が便利が37.6%、治安がよいが28.5%であり、幸田町の悪いところは、交通の便が悪いが38%と最も多く、次いで、医療・福祉サービスが不足しているが18.7%、買物が不便が15.5%でありました。

第7次総合計画策定に向けた分析では、自然環境の保全是、平均的な満足度、重要度は平均以下であり、見直し領域であるC領域に位置づけられていますが、緑や川などの自然環境が豊かであることは本町の土台であると感じます。緑と自然に恵まれて適度な田舎と好評である本町の環境を維持管理し、住みよい町であり続けるためのよい取組を継承しつつ、時代に合ったものへ柔軟に変化し続けられることが重要と考えます。

河川愛護活動において、特に声の上がっている草焼きに対して、河川愛護活動の全体最適、人・物・金で見直しを行い、町民が最も評価している実態や将来性などを考慮すると、関連する活動を令和モデルへ仕様変更して、さらに幸田町の魅力を高める活動に変化させることが必要と考えます。

河川愛護活動の年間スケジュール、草焼きの目的、草焼き関連で寄せられた苦情や改善要望など質問をします。

初めに、11月度の区長会において、河川愛護活動の一環で草焼きを依頼をされています。例年の活動ですが、改めて河川愛護活動の年間スケジュールと草焼きの目的を伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 河川愛護活動につきましては、身近な自然空間である河川に対する住民の皆様の理解と関心・親しみを深めていただくといたしまして、例年4月の区長会にて、各地域に対しまして活動の依頼をさせていただき、5月から10月の間で草刈り活動を実施していただいている状況でございます。また、草焼き活動につきましては、同様に11月の区長会にて依頼をさせていただき、年明けの1月中旬から2月中旬にかけて、各地域で実施していただいております。

河川堤防の草焼きをする目的についてであります。河川管理者といたしましては、害虫駆除やセイタカアワダチ草のような外来種の除去が主な目的であります。外来種の根は粘りに乏しく密度も荒いため、外来種が多くなると堤防の弱体化につながり、また背丈も高いため、目視による堤防点検の妨げにもなっているところであります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 害虫駆除や外来種の除去に草焼きは効果的であると理解をしました。

令和5年度以降の河川愛護活動において、草焼き関連で寄せられた苦情や改善要望を伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 事業の所管をしております土木課におきまして、草焼きに関して寄せられた苦情や改善要望につきましては、昨年度に岩堀区において、草焼きの火が

民家の庭まで飛び火をしてしまい、その対応についてということで御相談を受けましたが、それ以外には特にいただいている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 火入れの許可申請の窓口は環境経済部となりますので、私から答弁をさせていただきます。

本年度1月19日の日曜日に実施をされました草焼き及び野焼きにつきましては、町内7区で火入れが実施されておるところであります。当日は無風でありましたので、煙が流れていかない状況でありました。また、町内だけでなく近隣市におきましても、煙が充満してしまう状況となっております。この影響で、消防署や役場へ約40件の苦情電話などをいただいております。主な苦情の内容は、洗濯物が臭くなるのか、町内で火災があったのか、まだこの御時勢でも燃やしてよいのかなどの苦情を受け、翌日以降も多数の苦情を受けておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 今年は、周辺への延焼リスクが高まる乾燥や強風などの気象状況を基に、消防署からも火災予防の注意喚起を実施されていまして。各行政区は、実施の判断に苦慮していたと認識をしています。

各行政区の草焼き実施状況と草焼き以外の対応方法、市街化区域と市街化調整区域の特有の課題によるものではないかと考えます。地域、農業をはじめとする産業、行政、それぞれの目線で、草焼きのメリットとデメリットなどの観点で検討が必要と考えます。

参考になる運営方法が実施されている行政区事例の横展開をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 各行政区における草焼き以外の対応方法につきましては、現状では草刈り、草焼き以外によい方法はないというふうに思っております。

市街化区域と市街化調整区域の特有の課題につきましては、まず市街化区域では民家が多くありますので、煙の臭いが洗濯物に移ってしまったり、臭いで気分を悪くされる方が発生するなど、生活環境に少なからず影響が出ております。一方で、市街化調整区域につきましては、河川の草焼きのタイミングに合わせて、河川以外の田畑などの場所において同じように草焼きが実施されることがあり、本来より多くの煙が発生するため、周辺住民や通行人に影響が出てしまっているという課題がございます。

また、草焼きのメリットとデメリットについてであります。メリットといたしましては、河川管理の面では、のり面がきれいに見えるようになることのほか、春以降の草の繁茂が遅くなるなどし、植生環境の維持につながり、結果、堤防全体の保全につながることが挙げられます。一方でデメリットにつきましては、延焼や飛び火のおそれや発煙による周辺住民及び通行人への影響が挙げられます。

したがって、近年のこのような状況を勘案し、先日開催をされた2月の区長会におきまして、次年度以降は、河川において草焼きは実施しないこととする旨の通知をさせていただいたところでございます。

また、参考になる運営方法が実施されている行政区の事例についてであります。近

隣市での草焼きの実施状況を聞き取りしましたが、いずれの市においても実施はしていないとのことでした。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 草焼きは、害虫駆除や外来種の除去、堤体の弱体化予防やのり面の点検に効果的との答弁がありました。河川愛護以外の付随効果に対しては、草焼きを廃止した場合の影響があると認識をしています。

区長会などでの意見や具体的な提言は、議論の切り口になります。活動の目的を達成できる代替案を期待します。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 草焼きを廃止した場合の影響につきましては、道路側へ伸びてくる草への対応が多くなるほか、植生環境の維持が難しくなるため、将来的な堤防の弱体化につながるおそれが考えられます。また、景観的にもこれまでのような草焼き後のすっきりとした河川空間ではなくなる事となってきます。

続いての御質問いただいた、区長会などでの地域からの意見や具体的な提言等につきましては、先ほどの2月の区長会の場では、次年度以降の草焼きの取りやめに関しまして、おおむね各区長様からの御理解はいただけたものと思っております。また同時に、草焼きの代わりに地域で草刈りを行ったほうがよいのかなど、地域のことを考えた前向きでありがたい御意見も頂戴したところでございます。

現状、草焼きに替わるよい方法が見つからないという状況でありますので、今後は、基本的には町が業者発注するのり面の草刈り工事、これは中小河川を除く主な河川が対象になると思っておりますが、それと親切作業班による堤防天端付近の草刈り、これは天端から2メートルほどの範囲かなと思っておりますが、による現場対応になると思っております。町内の河川延長が長いことなどもあり、費用面や労力面により最適な対応が難しいことが想定されるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 現時点では最適な対応は難しいということは理解をしました。

夏場の河川愛護活動においては、草取り後から刈り草の搬入までの労力、資機材、費用などの課題解決を検討すべきではないかと考えます。

草焼きを廃止した場合には、河川愛護活動でやるべきことを整理することが必要だと考えます。特に地域住民と農業に関わる方針と課題を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 市街化区域におきましては住宅が密集しておりまして、煙や火災のリスクがあります。一方で、市街化調整区域では、農地や自然環境を守るため、農業の管理の一環としまして、田畑における一定の野焼きは必要と考えております。

農業・林業を営むためにやむを得ない場合につきましては、火災の危険性、また環境への負荷や煙が発生するため、近隣への気配りなどに注意していただき実施していただく必要があるかと考えております。

また、実施する場合におきましては、火災予防条例の下、消防署へ届出を行っていただきまして上で、煙と環境への配慮をし、火災の危険性を考慮しながら、自己の管理で

近隣の迷惑とならないように行っていただくようお願いをしまいたいと思います。

なお、森林法に基づきまして、森林の周囲1キロメートルの範囲内で野焼きを実施する場合におきましては、産業振興課へ火入れ許可申請書の提出が必要となっております。

そこで、農業に関わる方針と課題ではありますが、これまで河川愛護活動と同時に行っておりました農地の野焼きにおきましても、これまでと同様に火入れ許可申請が必要となります。したがいまして、火入れ者から申請をしていただくよう、周知に努めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 火入れ申請の件は承知をしました。

次に、行政区主導で地域で一斉に実施する草焼きとは違いますが、農業に関わらない町民が増加傾向にあることや、共働き核家族世帯が過半数である実態を踏まえると、煙や臭いが発生する観点で、特例で認められた野焼きにおいても注意が必要になると考えます。野焼き自体が悪者にならぬように、実施するときの配慮や町民への周知や啓発などはどのようにすべきか。地域住民、産業、行政も含め関係する皆さんが納得される計画立案と周知をいま一度考える必要があるのではないのでしょうか。対策の進め方や周知など、今後の計画は考えられているのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今後の対策の進め方や周知などの計画につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、河川の草焼きにつきましては、今年度で一旦取りやめることで、さきの区長会にて通知をさせていただきました。次年度以降は、取りやめに伴う全町的な影響等を注視し、河川管理者として草焼きに替わるよい方法等について模索しながら、現場対応をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 緑や川などの自然環境が豊かな幸田町を次世代に渡せることを期待をして、次のテーマに移りたいと思います。

2つ目のテーマであります。町民の安全安心向上施策についてであります。

愛知県の令和6年の交通死亡者数は141人で、前年比マイナス4人となり、3年ぶりに前年を下回るとともに、6年連続で全国ワースト1位を回避をしました。今後も悲惨な交通事故による犠牲者を1人でも減らせるよう、県、県警察、市町村、関係機関と連携した啓発の実施や県警察による取締まりの強化等を通じ、県民総ぐるみで交通事故抑止に取り組むことが示されました。

交通事故を抑止できる安全で円滑な交通体系整備が望まれています。

交通安全に関しては、これまでも問題解決をするための様々な対策を実施し、安全で円滑な交通体系づくりに取り組んでこられたことは認識をしています。一方で、3月8日に予定されている名豊道路全線接続や、自動車を中心としたものづくり産業での事業再編などは広域に影響を及ぼすことと想定をされ、また、須美前山地区をはじめとする町内での新たな企業の誘致なども、安全で円滑な交通体系に影響を及ぼす大きな要因として考えられます。

町内の通勤や通学に利用されている県道や町道の交通事故防止対策をどのように進め

られるのか、通勤や通学における交通弱者に対する交通事故抑止策が必要ではないか、工業団地周辺や公共交通に関わる地域を中心に、今年度を振り返り、次年度に向けた計画を質問します。

名豊道路本線上の交通量変化に対する交通事故防止対策など、本線の状況変化、名豊道路利用者への影響など、数値で影響を正しく理解して建設的な議論を地域や事業者と適宜共有すべきと考えます。

3月8日に予定されている名豊道路全線接続に関して、豊川市では、移動が便利になる、ぜひ利用したいなどと話題になっており、市民の期待が大きいことを教えていただく機会がありました。一方、町内の名豊道路周辺の事業者や地域住民からは、出退勤やトラック物流に悪影響を及ぼす交通渋滞の悪化、通学路や生活道路で交通事故の危険度が高まらないかと心配されており、事前の対策を望む声が寄せられています。

過去にも質問した経緯はありますが、最新の状況、現状把握として、名豊道路本線の交通量と全線接続による交通量想定を教えてください。特に朝の出退勤時間帯における交通集中渋滞を町は把握されているのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） まず、国道23号名豊道路につきましては、未開通区間である蒲郡バイパスの豊川為任インターチェンジから蒲郡インターチェンジまでの延長9.1キロ区間について、令和7年8月8日に開通と先日発表されました。これにより、名豊道路は名古屋と豊橋を結ぶ全延長72.7キロの高規格道路として、所要時間の短縮、物流の効率化、災害に強い道路機能の確保等の様々なストック効果の発現が期待されるこの圏域での重要な幹線道路となります。

名豊道路の交通量につきましては、国から公表されております、少し古いですが令和3年度一般交通量調査結果Webマップによりますと、上下線を合計した日、1日当たり交通量、24時間交通量といたしまして、幸田芦谷インターから幸田桐山インター間が2万9,478台、幸田桐山インターから幸田須美インター間が3万8,936台となっております。

全線開通後の想定交通量につきましては、国土交通省に確認しましたところ、全線開通後の想定交通量は算出していないが、全線開通後は速やかに名豊道路の交通量調査を実施する予定であるとのことでありました。

また、本町における朝の出退勤時間帯における交通集中による渋滞の状況につきましては、独自の交通量調査等はしておりませんので、詳細な状況は把握できておりませんが、朝のピーク時においては、名豊道路の本線上での混雑はもちろんのこと、周辺インターへのアクセス道路においても交通が集中し、信号交差点などを中心に慢性的に混雑している現状であるということは認識をしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 令和3年度に実施された交通量の調査結果では、芦谷と桐山の区間が約3万台に対し、桐山と須美の区間が約4万台であり、約1.3倍の交通量を想定されています。桐山インターや須美インターを使って名豊道路を利用する傾向があり、インターへのアクセス道路においては、安全で円滑な環境づくりが課題であると言えま

す。

名豊道路周辺の安全で円滑な交通体系の構築に関して、産業の発展や地域活性化の期待が高まる一方、交通量変化がどのような形で周辺へ影響するのかなどの情報が不明確であり、変化による通勤や通学、地域生活への影響を懸念する声が寄せられています。全線開通後は速やかに名豊道路の交通量調査を実施する予定が示されていることから、交通量変化する場合には、何らかのアクションが検討されるものと理解をしました。

交通量調査の計画など、事前に想定して不安の払拭をするべきと考えることから質問をします。

交通量変化や物流動線などの想定を明確にして、現在もインターへのアクセス道路沿線で発生している対策を望む声があります。信号交差点での右折レーンの混雑緩和対策や、より安全な道路インフラづくりとして、交通事故につながるヒューマンエラーを低減させる対策、これらを推進すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 全線開通後の交通量の変化や物流における大型車両の動線等の想定につきましては、名豊道路が今後地域の中でどのような動線利用されていくのか等は現時点では分からないわけではありますが、例えば今まで一般道路を利用していた車両が今後は名豊道路に利用転換され、各インターや周辺道路の利用状況が大きく変化していくことも考えられます。また、民間企業においては、通勤や物流面の効率化の観点等から、ピーク時を避けるなどの動きもあると聞くところであり、今後の交通状況を注視しながら、安全確保に向けて対応していく必要があると認識しております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 現時点では分からない状況であることは理解をしました。

交通集中や混雑緩和の対策を計画的に実施するべきと考えております。交通量の増加が見込まれる中、対策はどのように進められるのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 名豊道路及び周辺道路における交通集中や混雑緩和の対策につきましては、先ほども申し上げましたが、全線開通後の本線上における国による交通状況の調査・分析等を実施することに併せ、町内に3か所あるインターチェンジへつながるアクセス道路や周辺地域の生活道路や通学路等の交通状況も把握しながら、交通量増加に伴う課題等を抽出し、国、県、周辺自治体等も連携を図りながら対策を講じていく必要があると考えております。

その上で、名豊道路の早期の4車線化は、交通集中対策として必要不可欠、一丁目一番地の施策であると考えておりますので、本町といたしましても、これまでどおり沿線自治体や地元ものづくり企業様と連携し、国、県に対しまして整備促進に係る要望活動を実施し、早期の事業推進に向けた働きかけを次年度以降も積極的に行っていくつもりでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 地元を走行するところでの交通状況等を把握しながら、課題抽出をしていくということが重要であることが分かります。

国、県、周辺自治体等との連携において、名豊道路アクセス道における課題解決の優先順位が高められ、早期の対策につながることを期待をします。

次に、交通状況を注視しながら、課題等に対応することやヒューマンエラーを低減させる対策を質問します。

車を運転する際に判断を迷わせる路側線や中央線などが消えかかった場所では、誰もが過去にヒヤリハットの経験があるのではないのでしょうか。

本年度は路面標示の補修が町内全域で進められており、交通事故抑止の取組を高く評価をしています。また、交通事故の発生は、交差点や横断中が最も多いことは警察の事故データからも明らかであり、交差点や横断中の事故防止は特に注力すべきと考えます。運転する際に認識しやすい路面標示や横断者が見えやすい環境づくり、交通弱者が交通ルールに基づき行動できるなど、お互いに安全な行動ができる環境整備がヒューマンエラー低減につながると考えます。

町内3か所あるインターでは、発生要因に違いがあると思われれます。安全で安心な地域の発展や活性化に向けた本質的な課題解決が必要だと考えます。

3か所あるインターそれぞれで取り組まれている対策を伺います。

初めに、幸田須美インター周辺は、名豊道路の本線の状況ですが、西進する名古屋方面が自然渋滞の先頭になる場所であることから、特に朝7時過ぎからは、蒲郡や深溝エリアからの西進車両と岡崎や相見エリアからの北進車両が合流し、交通集中が発生しています。

名古屋方面からは、周辺の企業へ向かう通勤車両が本線から降りて、大半が野場方面へ北進しており、日中では見られない数の車の往来があります。加えて、幸田須美工業団地進入路は幸田須美インター交差点に隣接しており、迂回路もないことから、幸田須美インター交差点へ全ての車が並ぶ状態であり、名豊道路本線への合流する渋滞が発生するたびに影響を受けています。

また、幸田須美前山地区への企業誘致においては、3社に決定したことを崎の協議会で報告を受けました。造成工事も順調で、景色は様変わりしましたが、道路整備完了後には、安全性の向上が期待をされています。今後は、誘致された新たな企業が稼働することで、渋滞の列がさらに伸びることを懸念されています。問題の芽は早期に摘み取り、安定して事業運営できる交通体系の整備を望む声が寄せられています。

交通量変化による通勤・通学や生活への影響の対策計画を考えていますか、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 幸田須美インターの周辺対策につきましては、まずハード対策といたしまして、本線上ではございませんが、令和6年度におきましては、愛知県が県道須美福岡線と国道23号のT字交差点において、区画線の復旧を行いました。引き続き、本線インターのオンオフランプ周辺の区画線の復旧につきましても要望をしているところでございます。

また、それに先立ち令和5年度には、インターと隣接している須美工業団地内の道路において、本町が道路管理者の立場として区画線の復旧工事を実施いたしました。

ソフト対策といたしましては、幸田須美前山地区に新たに進出する企業様が、従業員の朝夕の出退勤時間帯での分散方式の導入や、敷地内に大型車両の待機場を設けることによる付近の道路上等での大型車両の待機防止を図る方策を講じていただくことなどにより、地域の渋滞対策・交通対策にも取り組んでいただけると聞いている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 大型車両の待機場を設けたり、区画線の復旧などが主な対策であると理解をしました。

次に、幸田芦谷インター周辺は、幸田町中心部や国道248号線から名豊道路へ最短距離でアクセスできる便利なインターであり、本線への乗り降りともに名古屋と豊橋両方向の車が合流をしています。特に朝7時過ぎからは、近隣の複数の企業へ向かう通勤車両などが集中する傾向にあり、幸田芦谷インター交差点から国道248号線芦谷インター西交差点間では、交通集中による右折信号渋滞が発生しています。また、国道248号線沿線には企業や物流拠点も隣接しており、日中は国道248号線芦谷インター西交差点や鍛冶山交差点、幸田南部農道から幸田芦谷インターへの大型物流トラックの往来も増加する傾向にあります。加えて、幸田南部農道においては、JR東海道本線の東側エリアにアクセスしやすいことから、1日を通して多くの車両が通過をしています。また、沿線は土地区画整理地であり、児童生徒が増加傾向にあります。歩行者信号機のない交差点は通学路に指定されており、通学団集合場所への往来もあります。幼稚園や商業施設も立地していることから、交通弱者と車が安全に共存できる環境を望む声が寄せられています。

交通量変化による通勤・通学や生活への影響の対策の計画を伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 幸田芦谷インターにつきましては、本町として国道248号から幸田芦谷インターまでの町道区間において区画線の復旧を行い、デンソーから深溝跨線橋にかけての町道区間では国の補助金を活用して舗装改良を行うなど、事前に対策を進めてきております。

なお、この令和5年度からは、舗装改良に対する補助金が採択されず、工事が停滞している状況であったことから、より補助金の活用が期待できる県営の農道舗装改良事業として、事業を進めていけるよう準備を進めているところでございます。また、同じく令和5年度には、蒲郡地内における名豊道路の本線の通行止め工事の実施に起因する国道248号の幸田芦谷インター西交差点付近の渋滞による抜け道対策といたしまして、周辺道路において機能的に活用されていない既存の歩車道境界ブロックを撤去し車道を拡幅するなど、交通対策を講じております。

さらに、幸田芦谷インターの信号交差点内においては、警察と協議・調整し、今年度、区画線や誘導の矢印等の引き直し工事を行い、ヒューマンエラーによる事故を少しでも未然に防ぐため、対策を実施しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 車道拡幅ですとか舗装の改良、区画線復旧などが主な対策であると

理解をしました。

最後に、幸田桐山インター周辺は、吉良町側からやすらぎ苑を北進した車両と蒲郡や深溝エリアからの西進車両が桐山交差点で合流し、野場や六栗方面への山越えと、豊橋方面へ名豊道路本線を東進しています。特に朝7時過ぎからは、桐山交差点と桐山西交差点間で慢性的に交通集中による信号渋滞が発生をしています。

その逆の流れも同様で、日中では見られない数の往来があります。幸田須美インター同様に迂回路がなく、交差点で流れが合流するエリアになっています。名豊道路本線上の渋滞がひどい場合には、本線から降りて迂回する車により渋滞に拍車をかけています。周辺の新たな企業が稼働することも、さらに交通量は増加すると懸念をされています。

交通量変化による通勤・通学や生活への影響の対策の計画をこちらに対しても確認をします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 幸田桐山インターの周辺の交通量変化への影響対策といたしましては、現在、愛知県において、県道幸田幡豆線を桐山インターまで延伸するバイパス線の整備計画が進められております。この事業は、名浜道路を構成する一部区間の整備事業といたしまして進められており、当該区間が整備されれば、現状の県道と町道を経由したクランク形態でのインター接続が解消され、インターへのアクセス効率が大幅に向上し、渋滞緩和も図られることが期待をされています。本町といたしましても、本事業の早期整備が図られますよう、今後、県や関係者等とも連携し、事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 一般県道幸田幡豆線を幸田桐山インターへ延伸するバイパス整備が主な対策であると理解をしました。

幸田須美インターでの自然渋滞の発生要因は、暫定2車線の物理的な道路の構造要因であることを以前伺いました。4車線化工事において、その問題は排除されると理解をしておりますが、大変な時間を要すると想定されます。安全面や経済的な損失面からも、早期4車線化実現に向けた現在の感触や町の計画を伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 名豊道路の沿線には地域の産業を支える多くの企業が立地しており、全線開通後においては、時間帯によっては交通が集中し、町内区間においても慢性的な交通渋滞を招くことが予測され、町内の3つのインターの周辺の道路についても、交通アクセスの強化に向けての対策、交通状況に応じた安全施策等の実施が必要になってくるものと強く認識をしているところでございます。

幸田町内区間における4車線化に向けては、現在国において調整池の用地買収や調査・設計等が進められている状況ではありますが、令和7年3月現在、全線開通後の名豊道路全体としてもまだ約43%、距離にして31キロ強でありますけれども、この区間のみが4車線化として整備・供用済みの状態でありますので、本町といたしましても、引き続き残区間の4車線化の早期の実現に向け、国への協力、また関係者と連携した国への要望活動等を積極的に行いながら、スピード感のある事業推進をしてまいりたいと

考えております。お願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） ぜひ、要望については引き続き、強力に進めていただきたいと思っております。

次に、ヒューマンエラーを低減させる対策についてであります。

刈谷市では、JR刈谷駅北側道路の乱横断対策の実証実験が計画をされています。民間企業のシステムを活用するものではありませんが、幸田駅前やスーパー周辺などでも同様の事象が発生すると聞いており、今後の検討課題だと考えます。人が集まる場所への導入の可能性を確認をします。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 刈谷市の実証実験につきましては、市と民間が連携をした課題解決型のプロジェクトでありまして、交通量が多く、危険な歩行者横断が多発する道路に、AIカメラ、スピーカー、ライトなどを設置し、危険行為を検知した際に注意喚起が行われる仕組みと承知をしております。

人為的な危険行為の発生を低減させる本町での取組としましては、見通しの悪い交差点やスピードの出やすい道路へ注意看板を設置するなどの対策を取っております。しかしながら、人が行う行動に関わるものであるがゆえに、注意喚起のみで防げるものではないと認識をしております。

以前から国土交通省等におきましては、人の負担を軽減して、エラー発生を抑制するための高度な技術システムの導入、事故に至る可能性が高い状態を回避する技術についての検討が行われ、近年では様々な防止策が義務化されてきているところでございます。今回の刈谷市での実証実験をはじめとした先行事例については、研究をしてみたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 先行事例については様々な角度から研究をしていただき、しかるべきタイミングで効果の高い対策として実現されることを期待をします。

物理的な交通事故防止対策として、歩車分離が有効だと考えております。特に横断者の多い交差点では、危険を低減する効果が高いと認識をしております。一方で、歩車分離信号の導入がなかなか進まない実態があります。中でも、横断者を見落とす危険の高い交差点や横断者の行動を予測しにくい交差点へのハード対策が望まれます。

幸田高校前の交差点では、車の走行を誘導する白線が路面標示をされました。路面標示に従って右折をすると、横断歩道上の歩行者を発見しやすい位置を通過できるものであり、右折時のショートカット走行防止に効果が期待できます。横展開を期待しますが、考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 幸田高校前の交差点における車の走行を誘導する白線の路面標示につきましては、道路管理者、警察により実施されております。

交通事故防止には、右折時のショートカット走行防止には大変有効な対策と考えておりますので、今後も道路管理者や警察と連携し、交差点等の安全対策を進めてまいります。

いと思っております。なお、これらのハード対策と同時に、車両を運転する側への意識啓発の取組につきましてもしっかりと行ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 次に、町内交通事故多発交差点の事故要因の分析、それから、歩行者用信号機の新設進捗、信号灯器のLED化進捗、歩車分離式信号交差点の拡充推進など、継続して交差点の安全性向上対策の合理的な促進を働きかけることが重要と考えます。

交通事故多発交差点の事故要因の分析を伺います。特に、県道を中心に通勤・通学路の通学時間帯の交通集中が顕在化しており、町内企業を中心に出勤時間をずらすなど協力による集中緩和に取り組まれています。交通事故が多発している交差点と事故要因の分析をされているのでしょうか。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町におきまして、岡崎警察署へ交通事故発生状況の調査を行った結果でございます。

坂崎地内の弁天交差点、大草松山地内の交差点、深溝地内の上天白交差点等におきまして多く発生をしております。警察からは、死亡事故及び重傷事故以外の発生場所は公表されていないため、交差点内での交通事故が多発している交差点について正確な把握はできておりません。

交通事故の原因につきましては、詳細に分析できておりませんが、国内の交通事故の情報を集約し統計化している公益財団法人交通事故総合分析センターによりますと、交通事故の原因は大きく分けて、道路の要因、車の要因、人的要因の3つでありまして、このうち最も多いのが人的要因、つまりドライバー自身によるもので、事故全体の8割にも上り、そのうち半数は安全不確認が原因とのことでございます。

なお、スマートフォン等のビッグデータから得られる運転データを活用することで、危険運転の発生しやすい場所の特定や、分析を行うシステム、サービス等も出てきておりますが、高額な費用負担も発生することから、まずは先行事例や費用対効果について研究をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田議員君。

○7番（田境 毅君） 安全確認に必要な機器導入などの対策が効果的であると言えます。

歩行者用信号機の新設進捗を伺います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 地元からの要望に基づきまして、岡崎警察署へ毎年要望を行っております。歩行者用信号機につきましては、現在9か所の交差点への設置要望があり、直近では昨年度、幸田高校北交差点へ新設されております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 次に、信号灯器のLED化進捗を確認します。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） これも岡崎警察署へ確認をいたしましたところ、信号灯器のLED化につきましては、通学路、歩行者数、交通事故等の道路事情により、優先度の高

い交差点から順次行っているとのことでございます。町内の信号灯器につきましては、昨年12月末現在で、94か所の信号交差点のうち、半数を超える49か所全ての信号灯器がLED化されております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 次に、歩車分離式信号交差点の拡充進捗を確認をします。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 歩車分離式信号は、交差点を渡る歩行者の安全確保のため導入が行われております。昨年度、町内初めての歩車分離式信号が六栗交差点へ導入されております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） いろいろな機器の導入について確認をさせていただきました。

通学路における信号なし横断歩道上の安全確保、人の集まる地域、これは特に保育園、学校、スーパー、駅前、公共施設、福祉施設などが挙げられます。これらの危険な道路横断抑止対策を検討すべきと考えております。

去る1月15日20時25分頃、幸田駅西工業団地入り口の信号のない交差点の横断歩道上において、広田川方面から横断してきた高校生の自転車が、安全確認のため一旦停止していた自動車へ接触する事故が発生をしました。幸いにも誰にもけがはなく、大事には至らなかったことであります。相談を受け、現地を確認すると、幾つかの問題点が把握できました。

具体的には、退勤するドライバーが停止線から左側の広田川方面を目視すると、企業敷地内の電柱と敷地境界の垣根で死角になる。過去に関係者で協議して対策されたそうですが、目視できる範囲は電柱までの5メートルほどで、2段階停止する位置まで前進をすると、フロントバンパーが横断歩道上に入ってしまう状況。加えて、自転車の進行方向の新幹線側には、横断歩道左端に車両巻き込み防止の樹脂ポールが設置され狭窄になっており、横断歩道上は右端を通行せざるを得ないことから、自転車の走行動線が2段階停止中の車と交錯する状況。夜間は歩道上が暗く確認しにくいことから、お互いに譲り合わないで接触の危険がある、そういったことが分かりました。

この場所では、過去からヒヤリハットをほとんどの車通勤者が経験しており、工業団地全体の事故実績を平準化すると、月に1回程度の割合になる危険な交差点として、それぞれの方が注意をされています。特に駅の周辺で通学路には指定されていないが、学生が通行する場所では企業とも連携をし、潜んでいる危険を掘り起こすことも必要ではないか。現地の危険を的確に伝え、県とも連携した対策をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今、議員が御指摘の場所につきましては、幸田駅西工業団地入り口でございますが、確認をさせていただいております。車両を運転するドライバーからの視認性の問題、また道路の構造上の問題から、事故の危険をはらんでいる箇所と認識をいたしました。

危険な場所があるという御意見をいただいた場合は、現地確認をし、安全対策を検討しておりますが、今回お示しいただいた交差点ですと、警察、道路管理者と連携をし、また、道路利用者が多い企業の御意見をいただきながら、安全対策を進めたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 当事者の声をぜひ拾っていただきながら進めていただきたいと思います。

次に、特に保育園、学校、スーパー、駅前、公共施設、福祉施設など、人の集まる地域では危険な道路横断抑止対策を検討すべきと考えます。

現在は、県道通学路を中心に頑丈なガードパイプが設置をされました。交通量の多い場所では横断歩道の設置が検討されますが、設置基準に合致しない場所では実現が難しい状況にあります。町の考え方を伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 横断歩道は、歩行者にとっては聖域とも言える場所でございます。交通量が多く、また人の集まる地域では積極的に設置を検討すべきと考えておりますが、横断歩道には設置基準があり、地元からの要望が寄せられた場合、粘り強く要望はしているものの、基準に合致しない場所での設置は実現できていないのが現状です。

こうした場所における安全対策といたしましては、交通量や車両速度の抑制、歩行空間等の確保、ドライバーの視認性向上等をはじめ、全国的に様々な対策事例がございますので、できることがないか警察や関係機関と連携し、検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 安全で円滑な交通体系整備、環境づくりが期待をされています。対策できることの検討と併せ、先行事例を警察をはじめとする関係各所と連携をしっかりと取っていただいて推進を期待をし、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月5日、水曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた議員は、議会だよりの原稿を3月18日、火曜日までに事務局へ電子データで提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会とします。

散会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年3月4日

議 長

議 員

議 員